

大分県知的財産総合戦略

大分県

令和6年3月改定

第1章 知的財産を取り巻く環境	1
1 趣旨	1
2 知的財産について	3
第2章 大分県の知的財産を巡る現状と課題	4
1 大分の産業別特色	4
2 ブランド力向上の取組事例	8
3 県内の出願・登録状況	17
4 企業調査からみえた課題	21
第3章 知的財産の取組方針	28
1 基本的な方針	28
2 戦略に係る目標	28
3 戦略に係る期間	30
第4章 解決に向けた知財戦略	31
安心元気・未来創造を推進する創造戦略	31
(1) 知的財産に関する相談機能の充実	31
(2) 知的財産を創造する研究開発支援	33
第1節 安心を守る知財戦略	37
(1) 権利侵害に対する対策	37
(2) 知的財産の権利化に対する支援	39
第2節 元気を生む知財戦略	41
(1) 地域振興のための地域ブランドの構築	41
(2) 海外展開における知財活用の推進	46
第3節 未来創造を促す知財戦略	48
(1) 子ども、若者の知財教育・創作環境整備の推進	48
(2) 社会人の知財学習	49
第5章 フォローアップ体制	53
知的財産施策に係る大分県内の主な支援窓口	54

第1章 知的財産を取り巻く環境

1.趣旨

国においては、産業の国際競争力を強化し、知的財産立国の実現を目指すため、平成14年12月に「知的財産基本法」を制定し、「知的財産戦略本部」を設置するとともに、毎年度「知的財産推進計画」を策定することにより、知的財産の創造・保護・活用の施策を推進しています。また、同法第6条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と地方公共団体の責務についても明記されています。これを受けて、大分県では平成18年2月に大分県知的財産活性化指針（以下、「指針」という。）を策定し、「知的財産の創造、保護及び活用による産業競争力の強化」、「地域ブランドの推進による地域経済の活性化」、「知的財産マインドの醸成と人材育成」、「県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と環境整備」の4つの基本方向のもとで知的財産施策を推進してきたところです。

策定から12年が経過し、近年では、第4次産業革命と呼ばれる動きが加速し、ビッグデータ（※）、I o T（※）、人工知能（A I）（※）の進化による技術革新等により、知的財産の活用をめぐる社会環境は大きく変化しています。

また、人口減少や少子高齢化による国内市場の縮小に伴う経済のグローバル化の流れの中で、企業が持つ知的財産をオープン領域とクローズ領域とに使い分け、市場の拡大とシェアの向上をグローバル市場で同時に実現するオープン&クローズ戦略（※）を軸とした事業・経営戦略が求められ、企業がライバルに打ち勝って生き残るための武器としての知的財産権の重要性はますます増しています。さらに、平成30年5月には、ブランドとイノベーションを通じて企業の産業競争力の向上に寄与する「デザイン経営宣言」が出され、デザインを活用した経営手法を推進する動きも見られます。

これらを踏まえ、今後の本県知的財産活動の推進方向を明らかにするため、新たに「大分県知的財産総合戦略」（以下、「戦略」という。）を策定することとしました。

【用語説明】

※ビッグデータ・・・一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。コンピュータ計算能力の限界により活用できなかったものが、コンピュータ計算能力の増大、ソフトウェアの進展により、扱うことが可能となっています。

※I o T・・・Internet of Things の略で、様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。生活の様々な側面から出てくるデータ量の爆発的拡大が見込まれます。

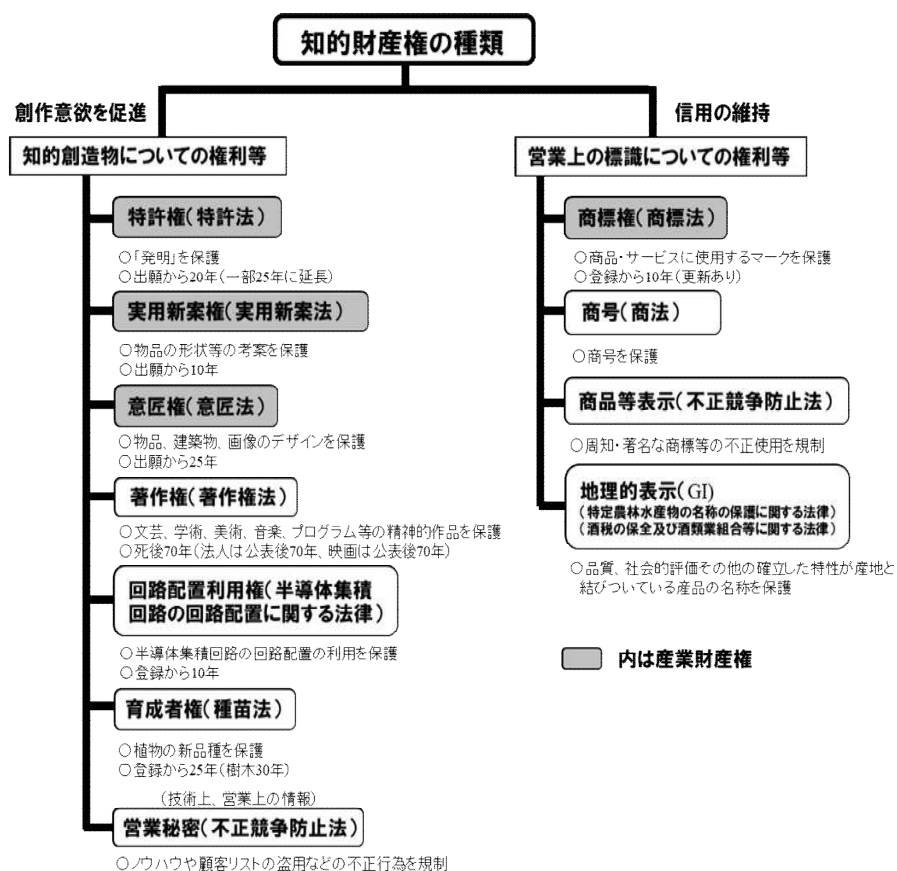
※人工知能（A I）・・・人間の知的能力をコンピュータ上で実現する、様々な技術・ソフトウェア・コンピューターシステム。応用例は自然言語処理、専門家の推論・判断を模倣するエキスパートシステム、画像データを解析して特定のパターンを検出・抽出したりする画像認識等があります。

※オープン&クローズ戦略・・・企業が生み出した技術を他社に利用・活用させるオープン戦略と、自社で秘匿し独占するクローズ戦略を組み合わせることにより、企業が競争優位性を保つために有効な施策。知財戦略としては、企業が有する種々の知的財産を、出願公開するか否かを意味します。

2. 知的財産について

「知的財産」とは、人間の創造的活動によって生み出されるもの、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のことをいいます（「知的財産基本法第2条」）。また、知的財産の中には特許権や実用新案権など、法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利として保護されるものがあります。それらの権利は「知的財産権」と呼ばれます。さらに知的財産権のうち、「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の4つを産業財産権といい、特許庁が所管しています。

知的財産の特徴の一つとして、「物」とは異なり「財産的価値を有する情報」であることが挙げられます。情報は、容易に模倣されるという特質をもち、しかも利用されることにより消費されるということがないため、多くの者が同時に利用することができます。こうしたことから知的財産権制度は、創作者の権利を保護するため、元来自由利用できる情報を、社会が必要とする限度で自由を制限する制度ということができます。



第2章 大分県の知的財産を巡る現状と課題

1. 大分の産業別特色

本県は、海・山・温泉などの天然自然が豊かであり、その中で育まれた農林水産物にも恵まれています。また、これらの資源を活用した観光産業や商業・物産・サービス産業なども盛んである一方、福岡県に次ぐ九州第2位の製造品出荷額を誇り、工業も盛んです。このような本県の特徴を産業別に以下に簡単にまとめます。

(1) 農林水産業

本県は、標高0mから1,000m近くまで耕地が分布し、耕地面積の約70%が中山間地域に位置する起伏の多い地勢にあります。こうした地理的条件を活かし、米を中心に、野菜、果樹、花きといった園芸や肉用牛をはじめとした畜産など、多様な農畜産業が営まれています。

また、森林面積が約45万3千haと県土の71.5%を占めています。この豊かな森林資源は、木材やしいたけ等の特用林産物の生産など、産業の発展と山林の振興に寄与しています。

海岸線の総延長は772kmで、広大な干潟を持つ周防灘からリアス式海岸の豊後水道まで変化に富んだ地形を有し、海域ごとに特徴ある漁業・養殖業が営まれています。

代表的な産品として、農畜産物では日本一の生産量を誇るかぼすをはじめ、ピーマンやトマト、白ねぎ、肉用牛などが生産されています。平成29年12月にデビューした大分県のオリジナルいちご「ベリーツ」は、年内収穫量が多く、厳寒期でも色づきがよいのが特徴で、甘みと酸味のバランスがよく、市場で高評価を得ています。平成29年の第11回全国和牛能力共進会で好成績を得た「おおいた豊後牛」は、全国的な認知度向上を図るため、平成30年9月に発表したリーディングブランド「おおいた和牛」を中心に、首都圏等での販促活動などを展開しています。林産物では質・量ともに日本一の乾しいたけ、水産物では全国的に有名な関あじ・関さばをはじめ、かぼす養殖魚（ブリ、ヒラメ、ヒラマサ）や養殖クロマグロなどの生産が盛んです。

これらの産品を地域ブランドとして適切に保護・活用していくためには、マーケットインの商品（もの）づくりを基本に、安全・安心で高品質なものを安定的に生産し、ブランド価値を高めて提供していくことに加え、模倣を防止するための知的財産の保護や生産者に対する知的財産の普及啓発が重要です。

(2) 製造業

本県は、福岡県に次ぐ九州第2位の製造品出荷額等3兆8,463億円（令和2（2020）年）を誇り、地域産業を牽引してきた鉄鋼、石油化学、自動車、半導体、食品など、様々な業種の製造業がバランスよく立地しています。

鉄鋼や石油化学産業が立地する大分コンビナートは、本県の製造品出荷額等の50%近くを占める本県経済を牽引する地域であるとともに、九州で唯一のコンビナートとして、我が国のものづくりの基盤であり、災害時の広域的な石油供給拠点としての機能も担っています。各事業所の長や知事、大分市長等を会員とする協議会を設立し、企業の枠を超えたワンカンパニーや、地場企業との連携強化による地域との共生・発展などを将来像に掲げた取組を進めています。

自動車関連産業は、自動車メーカーと関連部品メーカーの相次ぐ進出や増設などにより、北部九州が世界的な自動車生産拠点へと成長するなか、進出企業と地場企業がともに発展する自動車関連産業の集積を図り、その経済効果を県内に波及させるため、大分県自動車関連企業会を中心に、県内企業の技術力向上や受注機会の拡大につながる取組を行っています。

半導体関連産業は、大手半導体メーカーの立地により、半導体製造装置や検査装置の製作、半導体後工程などを担う地場企業の集積が進んでいます。大分県LSIクラスター形成推進会議では、3つの専門部会が行う事業を通じて、IoTの進展や自動車の電動化などにより、さらなる成長が見込まれる半導体の世界市場にチャレンジしています。

食品産業は、事業所数、従業員数ともに製造業の中で最も多く、県内すべての市町村で事業活動が行われている、地域経済や雇用に大きく貢献する中核産業の1つです。地域資源を活用した農商工連携の取組促進や、制度化されたHACCPに基づく衛生管理の早期導入を進めることで、高付加価値商品の域外展開を推進します。

一方、地場の製造業には、経済のグローバル化による大企業の海外志向の強まりや事業再編の動きなどにより、収益性向上のための新たな仕組みや生産性向上による競争力強化に向けた取組が求められています。

また、本県製造業のほとんどを占める小規模事業者の持続的な発展を図ることも重要です。

さらに、今後、高い成長と雇用の創出が見込まれ、地場製造業による参入意欲が高まっているエネルギー産業、医療・福祉機器ロボット産業、ドローン関連産業等についても、新たな技術開発や販路開拓を進め、付加価値と収益性が高い製造業の発展に向けた支援が求められています。

ものづくりを通じて価値づくりを目指す「ものづくり+(プラス)企業」へとシフトしていく必要があります。

(3) 商業・物産・サービス産業

消費者ニーズの多様化、安心・安全指向の高まり、本物や個性へのこだわり、IT技術の高度化によるネット通販の進展など、物産を取り巻く環境は日々変化しています。また、伝統的工芸品については、安価な輸入品の増加やプラスチック等による代替品の普及により日用品としての需要が減少しており、産地の存続が危ぶまれています。

このため、農林水産物などの加工品、伝統的工芸品などの県産品の販路を拡大するためには、百貨店や商社等のバイヤーやフラッグショップ(※)などを通じてマーケットニーズを汲み取り、商品開発力を高めるとともに、意匠や商標などを活用して地域ブランドとして保護していくことが重要な課題となっています。

また、人口減少による国内市場の縮小が懸念される中、巨大市場を形成しているアジア諸国や欧米などの海外への事業展開についても、取組が活発化してきており、各国の市場特性の把握、現地小売業者や貿易商社等との関係づくりが重要な課題となっています。

さらに、サービス産業は、医療・福祉・環境などの社会的課題や教育・家事・娯楽などの生活ニーズに対応したサービス、さらにはアウトソーシング(外部委託)・情報通信・デザイン・労働者派遣等のビジネス分野など、極めて多岐に渡っています。こうしたサービス産業の振興には、IoT、ビッグデータ、人工知能等の利活用が重要であり、こうした革新的技術を積極的にビジネスに取り入れることによって、新しい価値を創造し、県民生活の質の向上や地域産業の活性化、雇用の確保に貢献することが期待されています。

【用語解説】

※フラッグショップ…消費者の需要動向を探るアンテナショップ機能を持つとともに、「おおいた」という旗を掲げ、おおいたブランドを首都圏に確立するための情報発信や販路拡大の拠点となる店舗のことをいいます。

(4) 観光産業

観光は、経済的にも裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす産業といわれています。多くの観光客が訪れることにより、直接的な経済効果や雇用促進による波及効果が現れることが期待されます。

近年の観光客のニーズはこれまでの「見て、泊まって、食べる」だけの物見遊山的観光から、地域を巡り、その場所にしかない天然自然、おいしい食、伝統文化などに浸って楽しむ体験型の観光需要が増すなど、多様化の時代を迎えています。幸い本県は、新鮮な食材や豊富な温泉、さらには地域に根ざした文化や伝統などの地域資源に恵まれています。これらの豊かな地域資源を活かした観光振興策を推進し、多様化する観光客のニーズに応える必要があります。

このため、地域の資源にさらに磨きをかけ、様々な要素を取り込んだツーリズムを推進していくことが重要です。これまでも地域の資源を活かした多様な観光商品づくりをするとともに、様々な機会を利用して情報発信や誘客活動を行い、由布院温泉や豊後高田の昭和の町など、全国的にも高く評価され、注目されています。

一方で、国内外からの誘客促進を図るため、地域の魅力も含めた観光情報を発信するとともに、地域のイメージを高めて他地域との差別化を図る、キャッチフレーズ「おんせん県おおいた」と湯おけのロゴマークの商標登録を行いました。このように商標などの知的財産の保護及び活用を推進することも重要です。

2. ブランド力向上の取組事例

前節では、本県の特徴を産業別に紹介しました。今節では、本県に暮らす私達の生活の中にあふれているものの中から、それぞれの産業において、特に知的財産権を活用して大分県の可能性を広げ、ブランド力向上に寄与している産品や文化、取組等をご紹介します。

【おんせん県おおいた】

平成25年11月に大分県の観光PRキャッチフレーズ「おんせん県おおいた」と湯おけのロゴマークが商標登録されました。このキャッチフレーズは、湧出量及び源泉数ともに日本一である大分県の特徴を凝縮したものであり、県全体の観光プロモーションのコンセプトとして開発したものです。

県では「おんせん県おおいた」のブランド価値向上を目指した取組として商標登録されたロゴマークの使用を促進しており、自治体や観光関連事業者などが実施する県内外に向けた観光プロモーションやお土産などの産品のパッケージなどに広く活用されています。

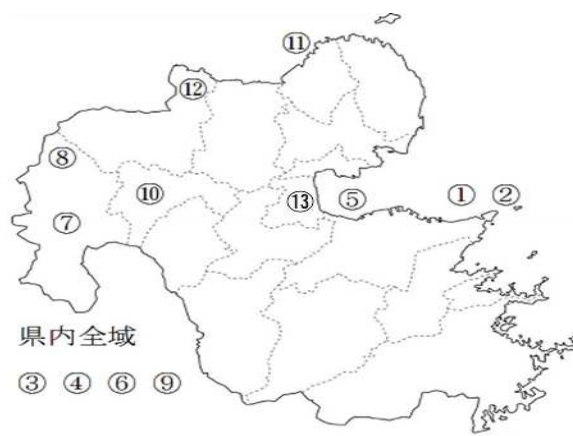


おんせん県おおいた

【大分県の地域団体商標】

地域団体商標制度は、平成18年度から創設された制度で、地域に根ざした団体が使用する「地域名+商品（サービス）」からなる商標で、一定の地域で認知されている場合に登録を認める制度です。大分県では、令和5年12月末現在、13件が登録されており、大分県のブランドイメージの向上に大きく貢献しています。

	登録日	商標名	権利者
①	平成18年11月24日	関あじ	大分県漁業協同組合
②	平成18年11月24日	関さば	大分県漁業協同組合
③	平成19年 2月23日	大分麦焼酎	大分県酒造協同組合
④	平成19年 7月 6日	大分むぎ焼酎	大分県酒造協同組合
⑤	平成19年 7月20日	豊後別府湾ちりめん	大分県漁業協同組合
⑥	平成19年10月 5日	豊後牛	全国農業協同組合連合会
⑦	平成19年11月16日	日田梨	全国農業協同組合連合会
⑧	平成23年 7月22日	小鹿田焼	小鹿田焼協同組合
⑨	平成24年 7月27日	豊後きのこカレー	大分県椎茸農業協同組合
⑩	平成25年 1月11日	玖珠米	玖珠九重農業協同組合
⑪	平成25年 1月18日	岬ガザミ	大分県漁業協同組合
⑫	平成28年 1月 8日	中津からあげ	中津商工会議所
⑬	令和 4年11月25日	別府竹細工	別府竹製品協同組合



○関あじ・関さば

大分県漁業協同組合（佐賀関支店）は、瀬戸内海と太平洋の海流が混ざりあう速吸の瀬戸（豊後水道）で育ち、佐賀関沖で一本釣りされたマアジやマサバを「関あじ・関さば」として商標登録（商標第 4696358 号）し、他地域と差別化を図っています。また、全国の取扱料理店を「関あじ・関さば特約加盟店」とするなど、地域ブランドの確立に取り組んでいます。

一本釣りした魚は、面買い（魚に触れずに、熟練の職員が重量を目測し、買い取る）し、生け簀で数日間休ませてストレスを軽減することにより、品質を保持しています。また、水揚げされる佐賀関漁港では、魚の洗浄から選別、梱包、出荷に至るまでの作業を一体的に行うことのできる荷捌き関連施設が整っており、品質・衛生管理を徹底しています。

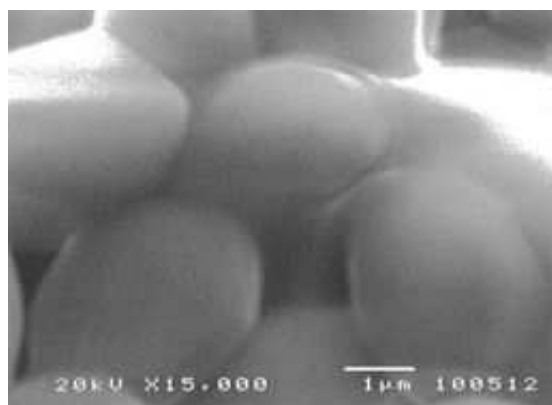


○大分麦焼酎 大分むぎ焼酎

大分県は、麦焼酎課税出荷額日本一であり、平成19年2月に「大分麦焼酎」が、同年7月に「大分むぎ焼酎」が地域団体商標として登録されました。

県内で使用されている醸造用酵母は鹿児島酵母が主流であったことから、大分県酒造組合の要望を受け、産業科学技術センターが麦焼酎の醸造に適した酵母を自然界から選抜し、大分県独自の焼酎用大分酵母（かぼす由来酵母）を開発しました。

また、農林水産研究指導センターと大分県酒造組合が共同開発した、麦焼酎大麦「トヨノホシ」と大分酵母を使用した大分オリジナルの麦焼酎を平成29年に製品化し、さらなるブランド化に向けた取り組みが進められています。



「トヨノホシ」を使用した大分麦焼酎 開発した焼酎用大分酵母（かぼす由来酵母）

○おおいた和牛

大分県内で最も長く肥育された黒毛和種（雌牛の場合は未經産）を「おおいた豊後牛」としています。また、肉質の改良に積極的に取り組み、平成29年の第11回全国和牛能力共進会では、種牛の部で日本一となりました。

「おおいた豊後牛」は取扱認定店や都市部での情報発信拠点であるサポーターショップで販売・提供されてきましたが、生産・流通の両面でおおいた豊後牛を牽引する、新たなリーディングブランドとして、「肉質4～5等級」や「ビール粕又は飼料米で肥育」といった要件を満たす「おおいた和牛」を平成30年9月に立ち上げ、全国に通用するブランドとなるよう、認知度の向上や取扱認定店の拡大などに取り組んでいます。



○中津からあげ

中津からあげは、中津地方に由来する製法により製造された鶏のからあげで、醤油や塩をベースにニンニクやショウガなど約10種類の調味料を使ったタレに漬け込んだものが多く、タレの作り方や漬け込む時間、隠し味等により様々な味付けがあります。

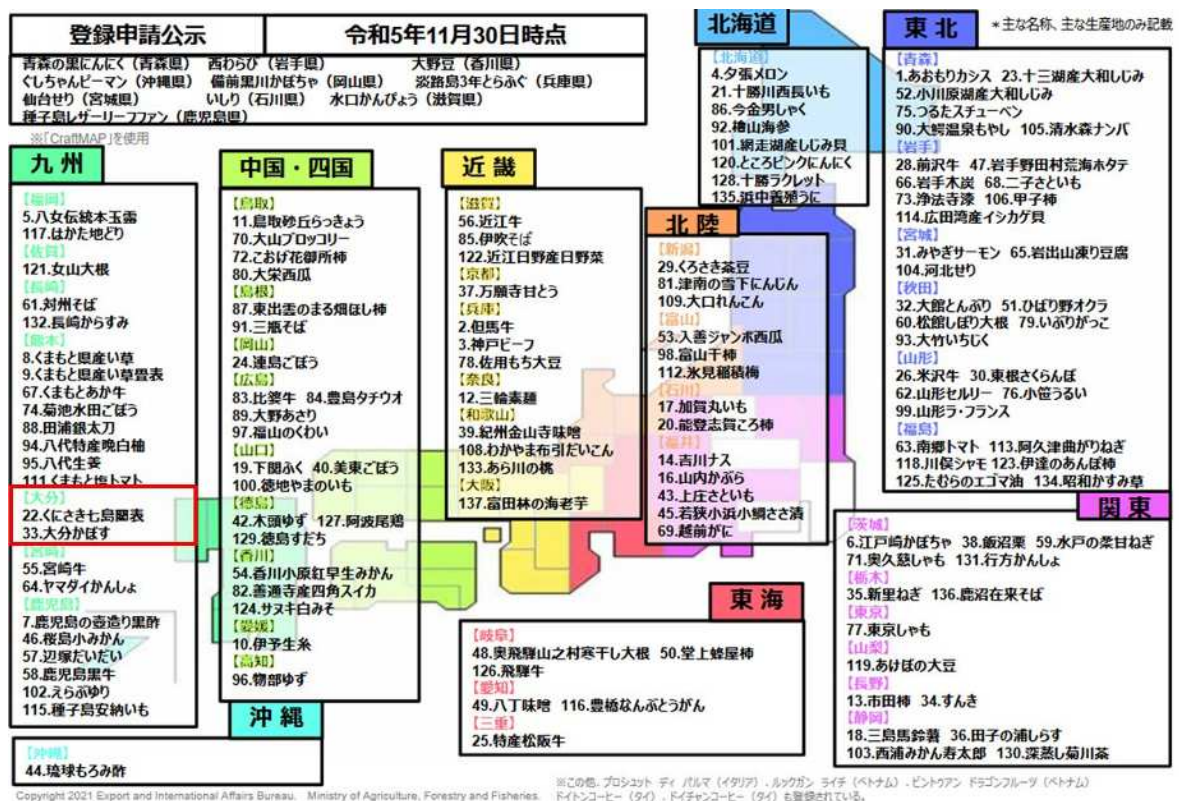
この「中津からあげ」は、商工会議所による出願の全国初の地域団体商標として、平成28年1月に商標登録され、地域の活性化やブランド化に寄与することが期待されています。



出展：中津市公式観光サイト なかつ観光

【大分県の地理的表示（G I）保護制度】

地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示（G I）保護制度」です。平成27年度から開始された新しい知的財産権制度で、令和5年11月末現在、全国では43都道府県の134産品が登録されており、大分県では「くにさき七島藪表」「大分かぼす」の2産品が登録されています。



出典：農林水産省HP

○大分かぼす（大分県カボス振興協議会）

かぼすは、古くから薬用として、竹田や臼杵地方の民家の庭先に植栽されており、臼杵市乙見地区に残る言い伝えによると、江戸時代に宗源という医師が京都から持ち帰った苗木を植えたのが始まりとされています。臼杵市内には、現在も樹齢200年前後の古木が数本点在しており、全国的にこのような古いかぼすの樹は見られないことから、大分県が原産と考えられています。

大分かぼすは、果実の緑色や果汁量等の品質を保ちつつ、周年供給ができる体制を確立しており、さわやかな香りと強すぎない酸味が特徴です。果汁を搾って料理に使うことにより、その風味が食材の味を引き立てます。

消費者からは種子の無い品種が求められていることから、農林水産研究指導センターにおいて、無核品種「大分果研6号」の育成を行いました（品種登録番号：第28847号）。



○くにさき七島藪表（くにさき七島藪振興会）

七島藪しちとういは、江戸初期の豊後の商人がトカラ列島で栽培されていた琉球イを持ち帰り、かつては県内いたるところで栽培されていましたが、現在では、世界農業遺産の里である国東半島の国東市及び杵築市の一部地域だけで栽培されています。

くにさき七島藪表しちとうい おもては、七島藪しちとういをむしろ筵と同じ製織方法で織り上げた畳表であり、原料や織り方の違いから、イ草の畳表よりも強度があり、自然で素朴な仕上がりになっています。栽培や製織の機械化ができないことから、イ草に取って代わられ、衰退していましたが、近年、消費者の本物志向などにより、再び注目されています。

平成22年に設立した「くにさき七島藪振興会しちとうい」では、七島藪しちとういの普及や担い手育成等に取り組んでおり、七島藪しちとういの文化を地域共有の財産として守り育てています。



【乾しいたけ（大分県椎茸農業協同組合）】

大分県における乾しいたけの生産量は全国の38%（原木栽培では43%）を占めており、また、令和5年の全国乾椎茸品評会では24大会連続、通算56回目の団体優勝を果たすなど、本県は量・品質ともに日本一の産地です。

県や市町村、生産者団体等で構成する大分県椎茸振興協議会では、シンボルマークを作成（商標登録）するほか、令和2年2月に「うま味」「香り」「歯ごたえ」の特徴を明確にした乾しいたけブランド「うまみだけ」を発表し、生産振興や消費拡大、流通対策に取り組んでいます。

また、大分乾しいたけトレーサビリティ協議会では、生産から流通に至るまで、各段階の履歴を正確に記録する「大分乾しいたけトレーサビリティシステム」の導入を促進し、原産地表示の偽装防止を図っています。



【ベリーツ（大分県）】

農林水産研究指導センターでは、いちごの有望品種として「大分6号」を育成しました（品種登録番号：第28275号）。大分6号は、従来品種のさがほのかと比べ、年内収穫量が多く、食味（甘さと酸味のバランスの良さ）や厳寒期の着色がよいといった特徴があります。

大分6号のブランド化を図るため、この品種を「ベリーツ」（平成29年12月商標登録）とネーミング（ストロベリーとスイーツの造語。単体でスイーツとなり得るいちごというイメージ）し、青果としての販売促進だけにとどまらず、食品業者や飲食店等との連携による加工品開発等にも取り組んでいます。



ロゴマーク 商標登録

【かぼすブリ（大分県漁業協同組合）】

大分県のかぼす養殖魚は、ブリ、ヒラメ、ヒラマサ、フグの4魚種があり、中でもブリは、その先駆けとして最も多く生産されています。その生産量は17,995t、全国2位（R3）となっており、全国各地に出荷されています。

「かぼすブリ」は、かぼす果汁等を添加した餌を与え、養殖されたブリで、かぼすに含まれるポリフェノールやビタミンC等の抗酸化作用により、血合い部分の変色を抑えることができるだけでなく、臭みの少ないさっぱりとした肉質に仕上がります。

大分県漁業協同組合は、かぼすブリの商標を取得し、出荷の際にはタグをつけ、ブランドのPRと偽装防止に取り組んでいます。



かぼすブリの図形商標



かぼすブリ

【別府竹細工】

別府竹細工は、県内唯一の伝統的工芸品として国の指定を受けている大分を代表する工芸品です。別府竹細工では、「四つ目編み」をはじめ、「六つ目編み」や「八つ目編み」などの編組技術を駆使して、様々な製品が生み出されています。

また、海外販路を意識した新たな取組として、「異なる素材の融合」をコンセプトに竹細工をアクリル素材に封入し、伝統の技術が日常生活に溶け込んだ新しい製品開発なども行われています。



【天領日田げた】

日田下駄は日田地域の特産品で、生産が始まったのは、天保年間（1830～1844）頃と伝えられています。原材料となる日田杉は、軽く、クッション性に優れ、強度もあるという特長をもっており、日田下駄生産者で組織する大分日田げた組合は、「天領日田げた」の商標登録を行い、海外製の安価な商品等との差別化に取り組んでいます。また、浴衣や着物とのコーディネートはもとより、消費者ニーズの多様化に対応した形状や斬新な鼻緒のデザインを取り入れるなど、新商品の開発も行われています。

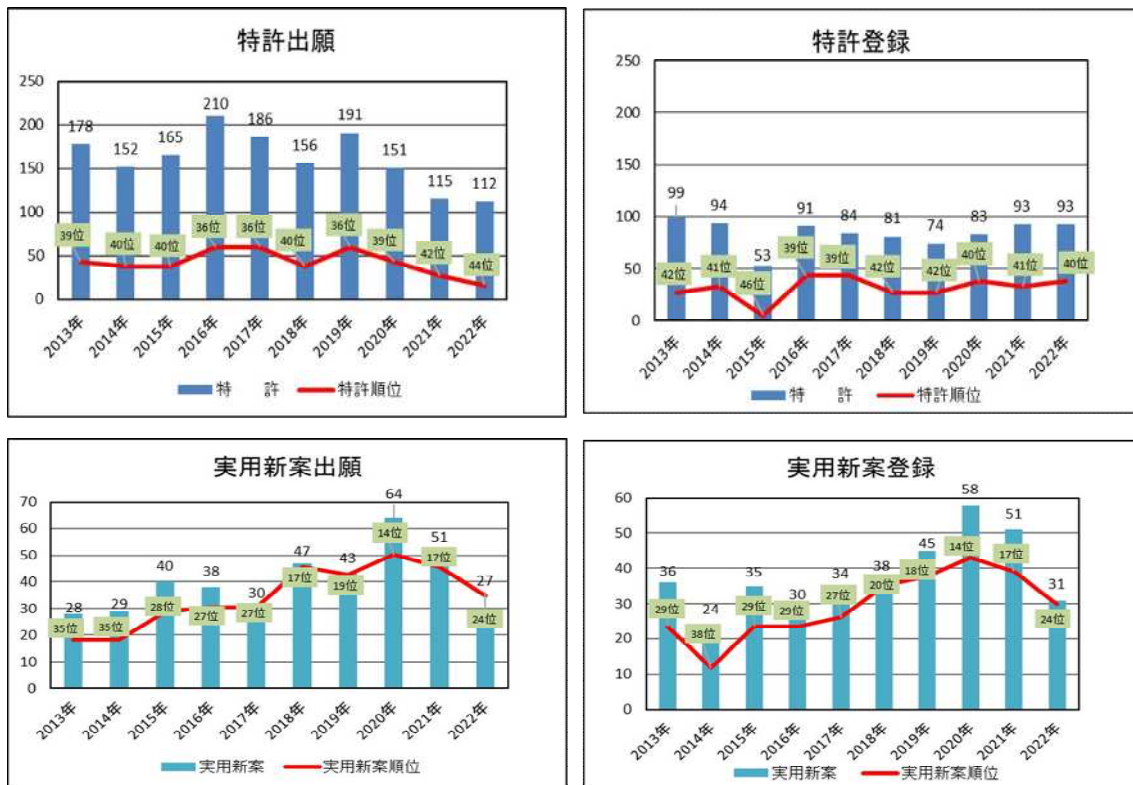


3. 県内の出願・登録状況

中小企業が円滑に販路開拓や営業活動を進めるためには、特許、商標等の知的財産権を取得し、活用することが重要です。今節では、県内の産業財産権の出願・登録状況を数値で示すことで、県内の知的財産活動の状況について紹介します。

○産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願及び登録件数について

本県における知的財産の総合支援窓口である一般社団法人大分県発明協会の相談件数について平成25年度以降、過去10年間の産業財産権の出願及び登録件数ならびに全国順位の推移を示します。本県の令和4年の出願件数は、特許112件（全国44位）、実用新案27件（全国24位）、意匠29件（全国39位）、商標532件（全国31位）、登録件数は、特許93件（全国40位）、実用新案31件（全国24位）、意匠28件（全国40位）、商標492件（全国35位）となっており、全国的にはいずれも低い水準にあります。しかしながら、出願状況を個別に見てみると、直近3年では、特許と実用新案は減少、意匠と商標については増加傾向にあります。平成25年と令和4年の全国順位を比較すると、出願・登録の順位ともに特許と実用新案は横ばい、意匠と商標については回復傾向にあり、県内における知的財産に対する取組は少しずつ浸透していることがうかがえます。

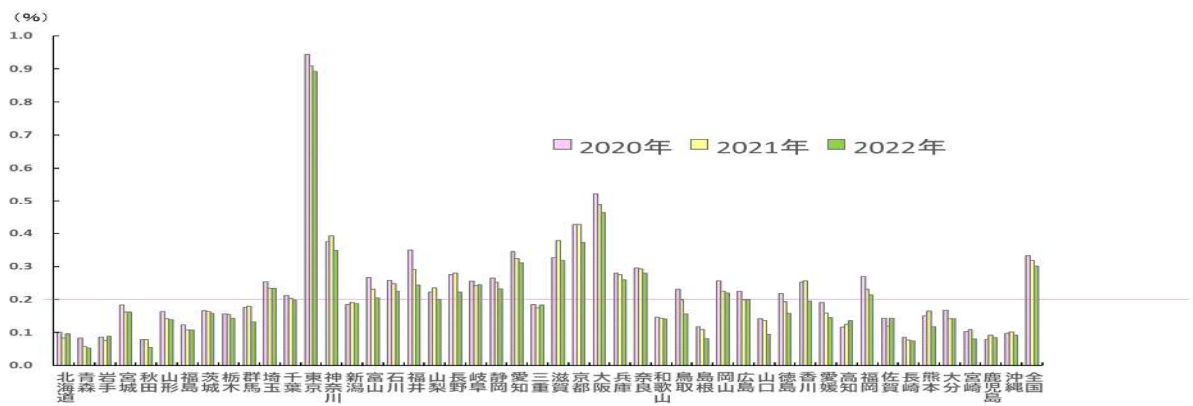




○産業財産権の都道府県別の中小企業数に対する出願中小企業数の割合

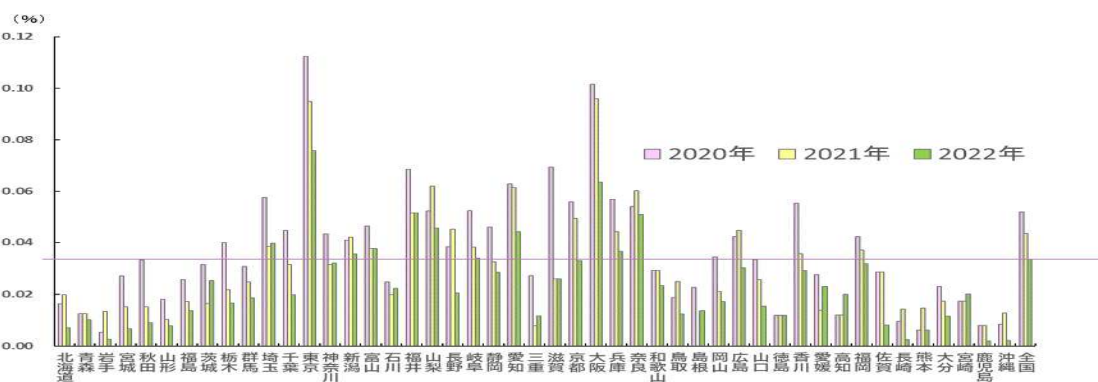
次に、2020年～2022年の3ヶ年におたる都道府県別の中小企業数に対する産業財産権の出願中小企業数の割合を示します。本県の2022年の割合は、特許0.14%（全国31位）、実用新案0.01%（全国36位）、意匠0.03%（全国36位）、商標0.51%（全国23位）となっています。全体的には東京、大阪などの大都市圏が突出していますが、福井県、奈良県、香川県など都市部ではない都道府県の中にも高い割合を示している県もあります。本県においても、中小企業数割合で比較すると上述の全国順位より上位に位置し、全国的に見ると中位に近いレベルにあると言えます。引き続き知的財産の普及啓発とともに、知的財産の創造・保護・活用の各施策を通じて、県内中小企業の知的財産マインドを醸成する必要があります。

特許



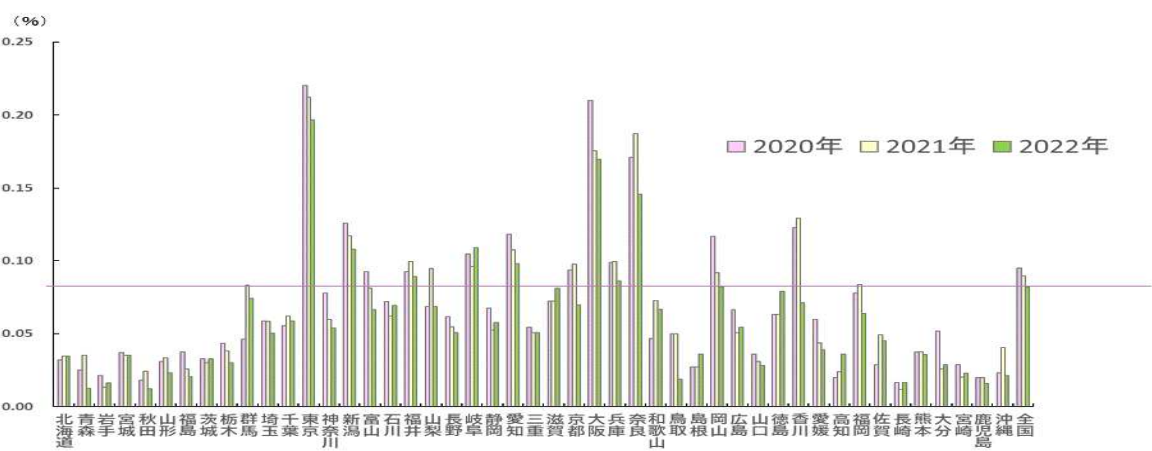
(出典) 特許行政年次報告書 2023年版

実用新案



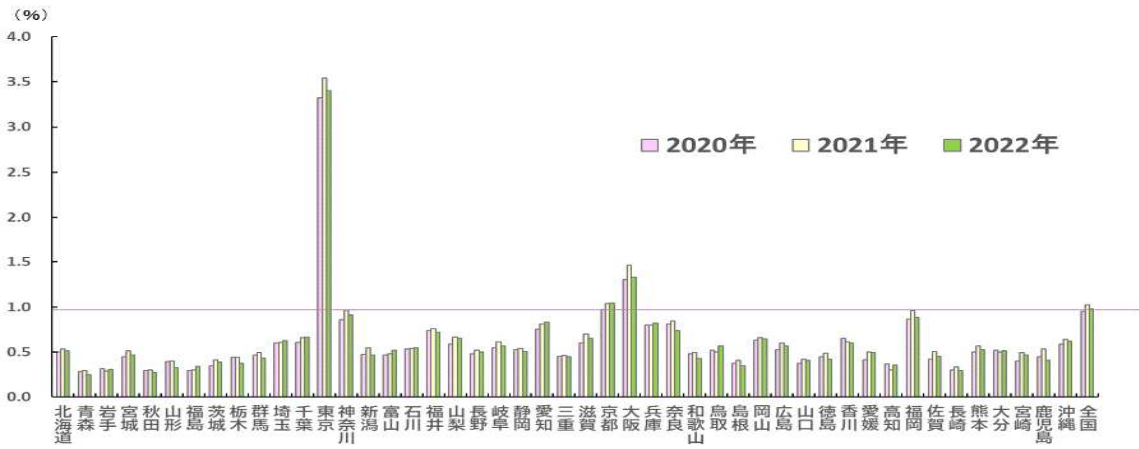
(出典) 特許行政年次報告書 2023年版

意匠



(出典) 特許行政年次報告書 2023年版

商標

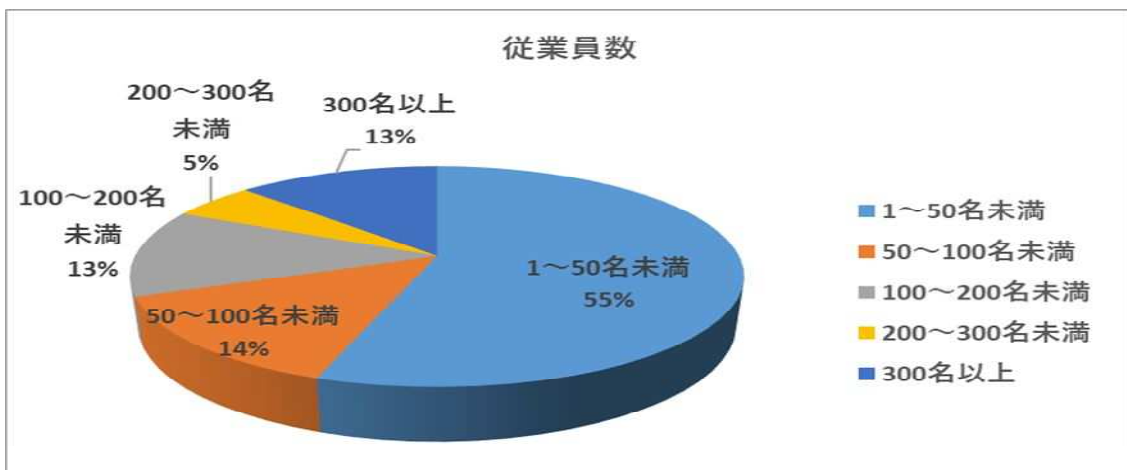
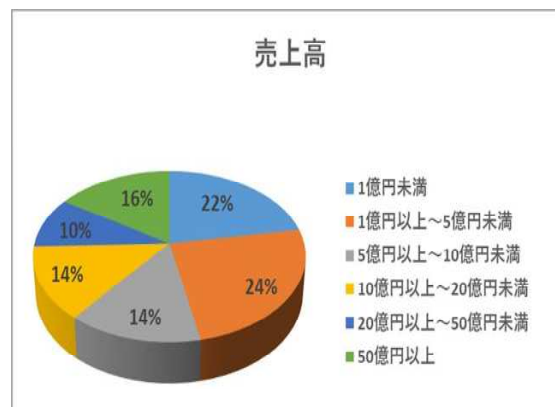
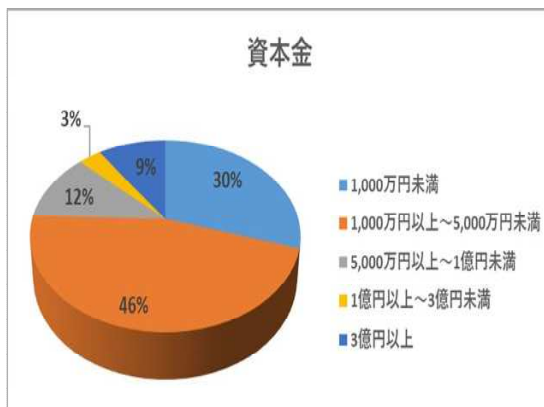
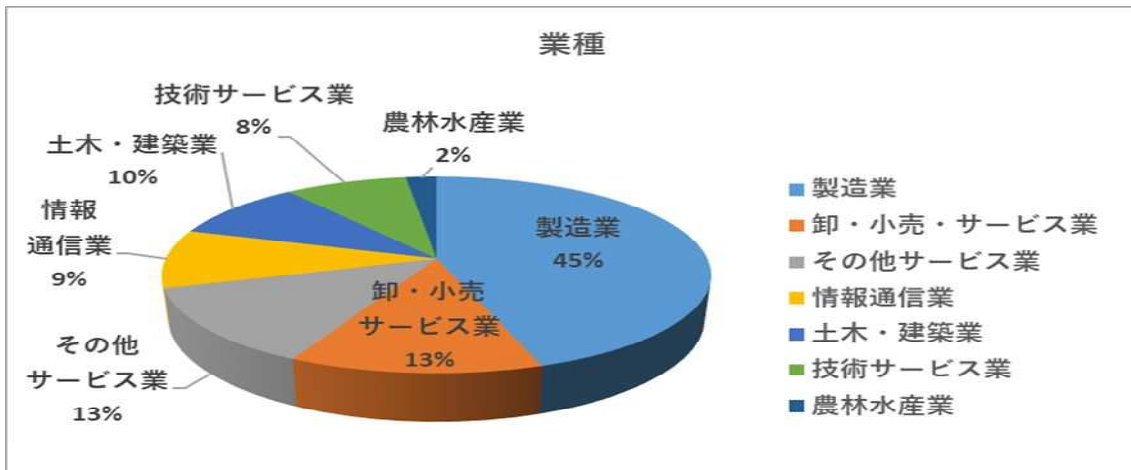


(出典) 特許行政年次報告書 2023年版

4. 企業調査からみえた課題

本県における知的財産に係る現状を把握し、知的財産施策を推進するため、県内に事業所のある企業等に対してアンケート調査（※回答数94社）を実施しました。

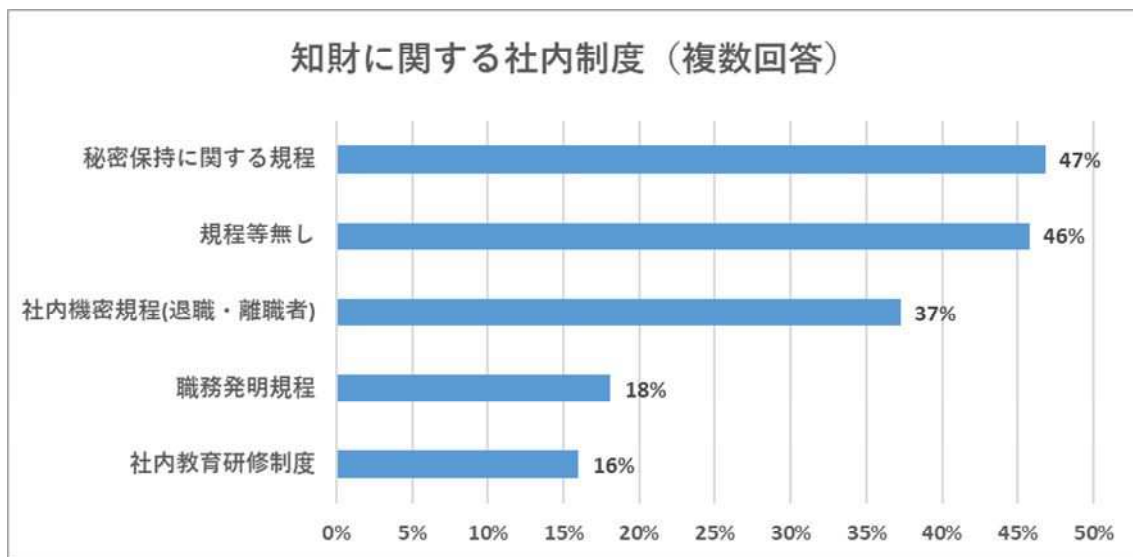
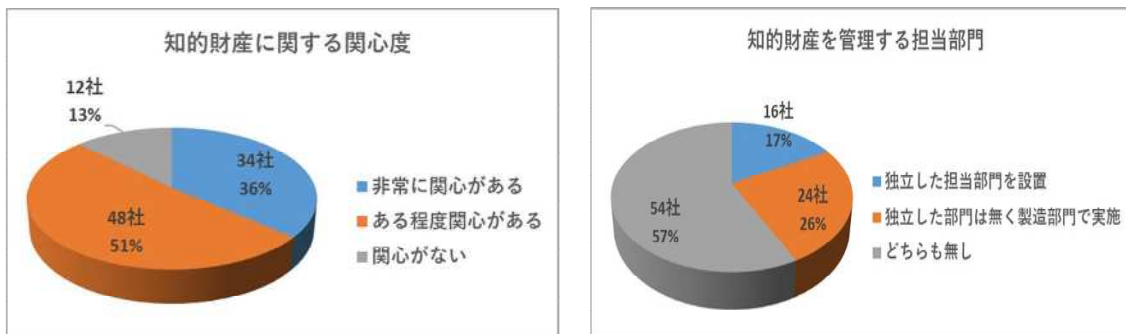
以下に、アンケート回答の概要（業種、資本金、売上高等）を示します。



①知財に関する関心度と知財部門設置の有無及び知財の社内制度について

知財に関する関心度に対する設問では、非常に関心がある・ある程度関心があると回答した企業が合わせて87%と関心度は高く、企業の知的財産に関する経営上の重要性や、認識が増している結果となっています。

一方で、知的財産を管理する独立した部門を設置している企業は、94社中16社と少数であり、知財の関心度はあるものの知的財産を管理する部門の未設置企業が半数以上を占める結果となりました。知財担当者の主な業務内容については先行技術調査や出願願書等の素案検討、社内における知財窓口担当などの役割を担っているようです。

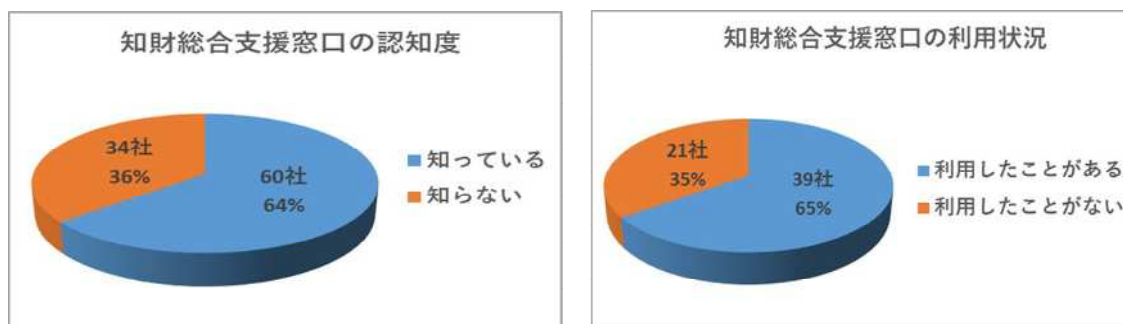


知財に関する社内制度の設置状況

知財に関する社内制度の設置状況は、回答のあった多くの企業で秘密保持や社内ノウハウの流出を防止する規程等の設置がありました。また、製造業を中心に職務発明規程を設置している企業も少数ですが見受けられます。職務発明とは企業の業務の一環として完成された発明や大学での研究成果として完成された発明のことで、職務発明規定を設けることで、使用者と従業者との間の利害調整を図っています。職務発明制度については、国において平成27年に法改正がされており、契約等により職務発明の特許を受ける権利の帰属の問題の

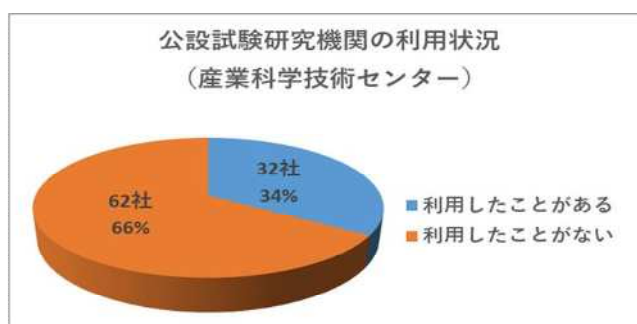
解決や、発明者の利益を守るため相当の対価を金銭に限定せず金銭以外の経済上の利益を与えることも含まれるようにすることとなりました。また、今回の調査では、知財に関する社内教育研修制度を設置している企業が16%となっており、人材育成を推進する企業も僅かながら見受けられますが、多くの企業で知的財産に関する教育や研修等の人材育成が実施できていないことがわかりました。

②県の支援機関の認知度及び利用状況



県内支援機関の認知度

認知企業60社の利用状況

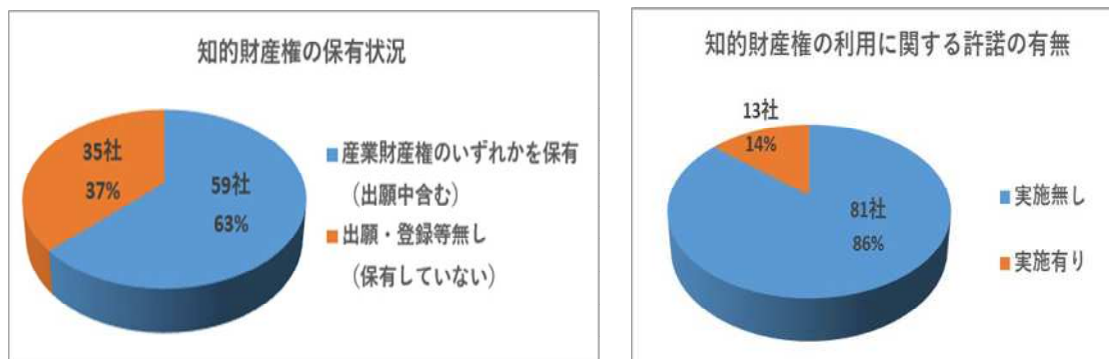


産業科学技術センターの利用状況

本県の知財総合支援窓口である、大分県発明協会及びよろず支援拠点の認知度の回答結果では、認知している企業等が60社と6割を超える結果となりました。また、認知企業60社に支援企業を利用したことがあるか調査したところ、こちらも6割を超える企業等が利用したことがあると回答しています。

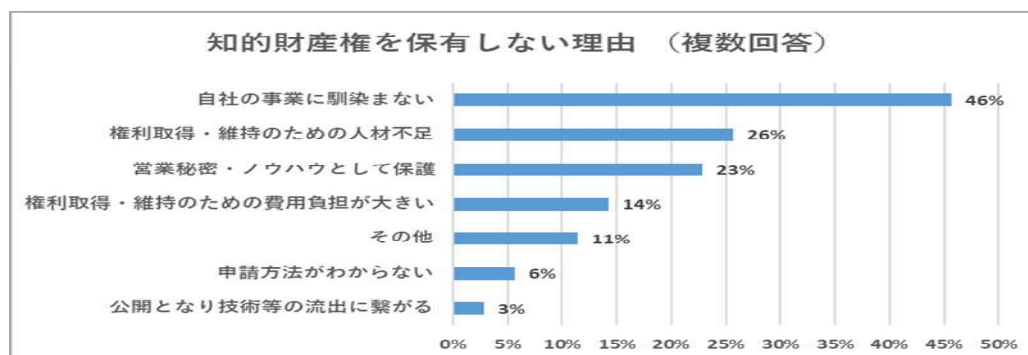
一方、本県の公設試験研究機関である産業科学技術センターの利用状況についても調査を実施したところ、利用したことがある企業が3割となっています。今後、技術支援機関として研究や依頼試験だけではなく、積極的に専門分野毎の技術指導や技術研修等セミナー支援等の活動をどう周知するかが課題となっています。

③知的財産権の保有状況及び知的財産に係る許諾契約の有無



回答いただいた94社に産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の保有状況を調査しました。回答企業等の63%（59社）は、何らかの産業財産権を保有している事がわかりました。業種別の保有している産業財産権は、製造業は特許・実用新案が多く、情報通信業、卸・小売等のサービス業では商標のみを保有している傾向となっています。また、知的財産に係る許諾（ライセンス契約）の有無については8割以上が許諾無しという結果でした。

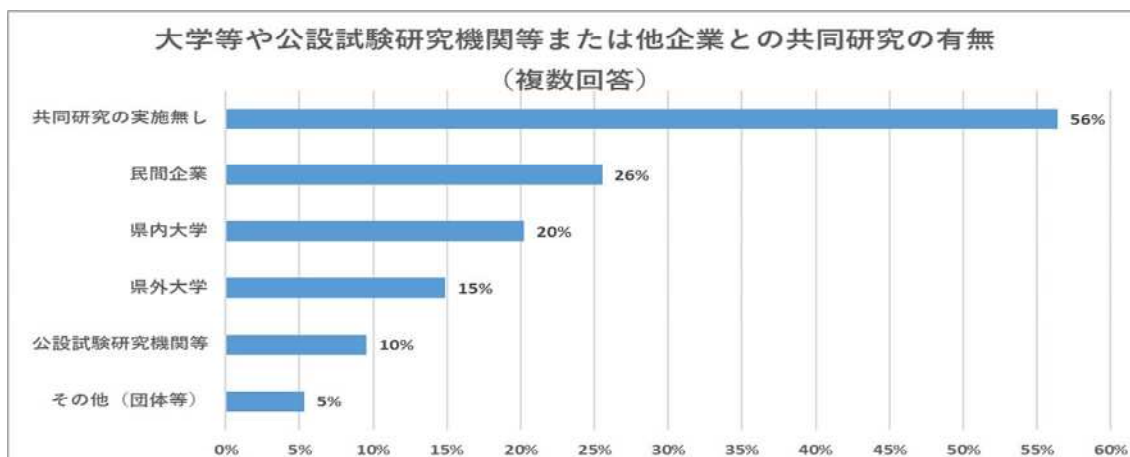
ライセンス契約（実施許諾契約）とは、権利者が第三者に対して特許等の実施を許諾する契約のことです。



産業財産権を保有しない理由

知的財産権を保有していないと回答した、35社の保有しない理由では、自社の事業に馴染まないが46%と最も多く、次に多かった回答は、権利取得・維持のための人材不足が26%という結果でした。保有していない企業の多くが知的財産を権利化するメリットや活用方法について理解が進まず、権利化に関しても、知的財産に係る専門人材が不足しているため、引き続き知財総合支援窓口や、知財コーディネーター等を通じて人材育成の支援が必要であると言えます。

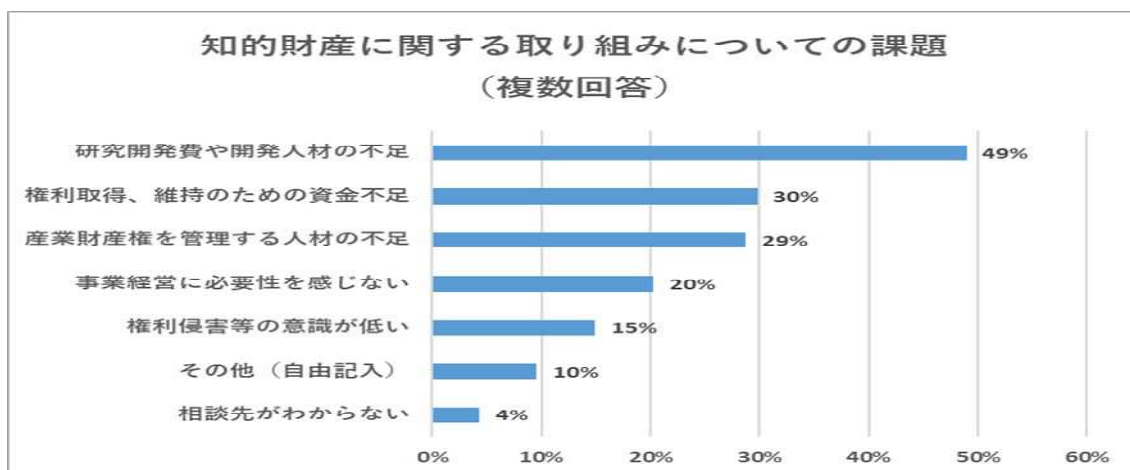
④大学等や公設試験研究等との共同研究の有無



大学等や公設試験研究等との共同研究の有無については、共同研究の実施無しの割合が56%と最も多く、半数以上の企業が共同研究を実施していない事がわかりました。また、共同研究を行っている企業等の共同研究先は、民間企業が26%、県内外の大学で35%と産学での共同研究が進んでいます。

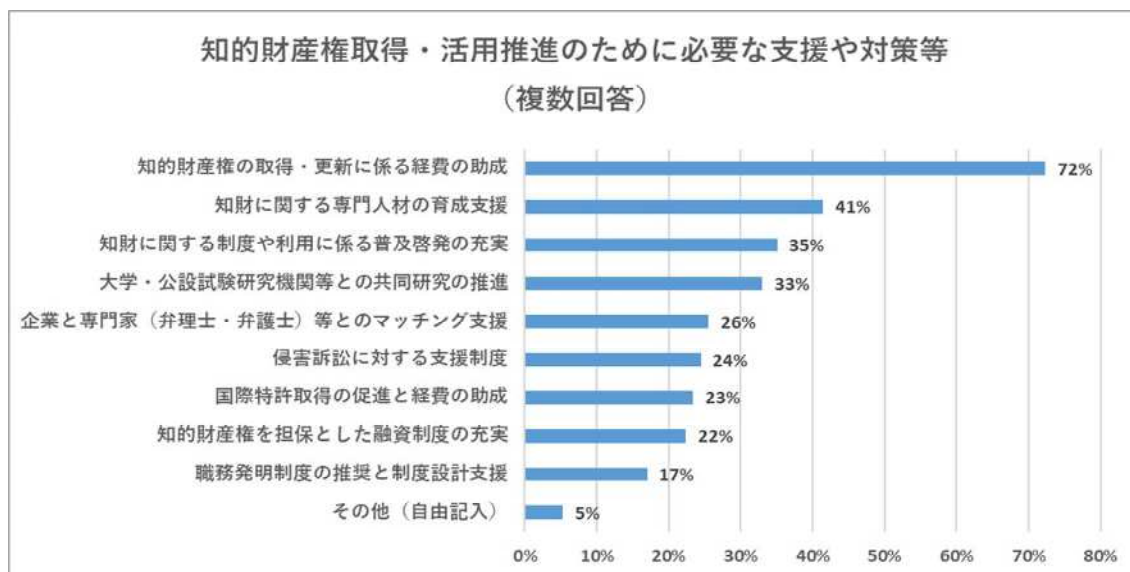
一方、公設試験研究機関等の官との共同研究は10%となっており、技術支援機関として、技術シーズや企業ニーズに沿った共同研究の推進が必要であります。

⑤知的財産に関する取り組みについての課題



知的財産に関する取り組みの課題では、研究開発費の不足や、権利取得、維持のための資金不足といった、資金繰りについての回答割合の合計が79%と8割近くを占めています。また、研究開発人材の不足感を感じている企業等や、知的財産を管理する人材の不足といった、人材不足に関する回答も多くなっています。これらの回答から、研究開発補助制度による研究開発支援や、研究開発人材・知財人材等の育成支援など人材不足に対する支援が必要です。

⑥知的財産権取得・活用推進のために必要な支援や対策



知的財産権取得・活用推進のために必要な支援や対策等の回答では、知的財産権の取得・更新に係る経費の助成を望む声が72%と最も高い結果になりました。知的財産に関して年々関心度が増す中、国内外における知的財産取得に係る経費助成等のニーズが高まっていると言えます。また、適切な知的財産の取得・活用のため、知財の専門人材の育成支援が41%、知財に関する制度や利用に係る普及啓発支援の充実が35%と、人材育成のための支援や対策を多くの企業が必要性を感じていることがわかりました。

その他自由意見では、権利を取得後の公的機関等の支援が乏しく、県内産業を盛り立て権利の普及に役立てる支援の強化を望む意見や、権利侵害調査に係る費用の助成を求める意見など、実際に知的財産を取得した企業ならではの意見がありました。

企業調査結果からみえた課題を以下に示します。

(1) 知的財産に関する県内支援機関の認知度向上および利活用の促進

企業の知的財産に関する関心度は増加しているものの、知財担当者の設置状況や産業財産権の保有状況から、知財の重要性や取得に関する情報など、知財マインドがあまり高くないことがわかりました。

まずは、知的財産の普及啓発を強化し、企業が気軽に知的財産について相談できるように相談窓口の認知度向上や、知的財産の源泉となる研究開発での技術支援機関である産業科学技術センター等の利用促進が必要です。

(2) 知的財産に係る人材育成支援

企業調査の結果から、多くの企業で研究開発人材や、知的財産を扱う専門人材が不足しているということがわかりました。中小企業単独では人材育成を推進することに限界があるため、本県の研究開発を担う人材創出のために、行政が主体となり、高度技術人材の育成支援を推進することが重要です。また、知財総合支援窓口等を通じ、専門家（弁理士・弁護士）などの派遣や、企業のニーズに対して知的財産に係る出前講座を実施するなど、積極的な啓発活動とプッシュ型の普及活動を進めていくことが必要です。

(3) 知的財産権の取得・維持に係る経費の助成や権利取得後の活用支援

行政に望む支援策として多かったのが、「知的財産取得・維持に係る経費の助成」や「権利取得後の活用支援」であり、企業活動においては、ビジネスに直結したものや、弁理士やアドバイザー派遣に係る費用負担が課題になっています。また、外国出願は国内の出願に比べて多額の費用が係ることから、海外展開のハードルとなっていることもあります。また、権利を取得後の活用等について、大企業とのマッチング機会の創出や、共同研究の推進等これまでも、本戦略に基づき行ってきましたが、権利保護としての取得が主流であり、取得した企業の多くが、活用のフェーズに至っていない状況となっています。

第3章 知的財産の取組方針

1. 基本的な方針

本県では、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」を策定し、「県民とともに築く「安心」「活力」「発展」の大分県」の実現のため、夢と希望を持ち、心豊かに暮らせる大分県づくりを推進しています。

また、令和6年度には新たな大分県長期総合計画を策定するため、これまでの長期総合計画の基本方針のベースである、「安心」「活力」「発展」から新たに「安心元気」「未来創造」を基本方針の柱とし、元気で夢のある大分県づくりに向けて取組みを進めています。

本戦略では、次期長期総合計画の柱となる「安心元気」「未来創造」をベースとして、それらに共通する相談機能やその源となる研究開発などの知的創造をこれら3つの戦略を推進する戦略と位置付け、知的財産施策を実施してまいります。

安心元気・未来創造を推進する創造戦略

- (1) 安心を守る知財戦略
- (2) 元気を生む知財戦略
- (3) 未来創造を促す知財戦略

2. 戦略に係る目標

■基本的な取組方針

本戦略が目指す基本的な取組方針は、以下のとおりとします。

国内外における知的財産の適切な活用の促進

■総合目標

基本的な取組方針を達成するため、県全体の目標として総合目標を設定します。

①令和10年度知財支援機関による相談件数として、1,698件を目指します。

知財支援機関による相談件数
＝製造業への支援件数＋農林水産業への支援件数＋卸・小売業への支援件数＋

宿泊飲食業への支援件数＋海外展開に関する支援件数

項目	基準値	目標値
	R4	R10
知財総合窓口での支援件数	1,415	1,698
製造業への支援	780	936
農林水産業への支援	128	154
卸・小売業への支援	246	295
宿泊・飲食業への支援	125	150
海外展開に関する支援	136	163

■総合目標に、「知財支援機関による相談件数」を設定した背景

知的財産の創造・保護・活用を推進するためには、まずはその前提となる企業相談件数を増やす必要があります。近年では、企業の知的財産の重要性が増し、知的財産を取得するだけでなく、自社が他社の権利を侵害していないかや、ブランド戦略上での権利取得に関する相談が増加しています。

窓口支援は、製造業・農林水産業・サービス業・海外展開等多岐にわたり、製造業においては新製品開発や新規事業創出、農林水産業においては農商工連携による農林水産物の高付加価値化や新商品開発、サービス業においては、ブランディングによる新製品・新サービスの商標化、海外展開においてはブランド力構築や海外事業リスクの低減等、知的財産に関する国内外のものづくり全般に通じるものです。

以上から、大分県では独自に令和10年度までの知財総合支援窓口以外の他の知財支援機関も含めたKPIを設定することとしました。

②令和10年度特許又は商標を出願した県内中小企業数（累計）

知的財産権の種類	項目	R4(基準)	R10	増減
特許	出願中小企業数(累計)	263	270	+7
商標	出願中小企業数(累計)	855	875	+20

■総合目標に、「特許又は商標を出願した県内中小企業数（累計）」を設定した背景

知的財産の活用は、人材や設備、資金面で劣る中小企業に比べて、大企業に偏重する傾向があります。しかしながら、県内の企業数の99%は中小企業であり、県内全体の知財マインドを向上させるためには、中小企業の知的財産への関心を喚起させることが重要です。本県では、企業数や大企業の数に左右されず、中小企業の知的財産マインドを正しく推し量るために、産業財産権の中でも特許と商標について新たなKPIを設定することにしました。特許と商標は、県内の四法別出願件数の比率（2023年）において、92%以上であり、産業財産権の中でも大きな比重を占めています。近年では、オープン&クローズ戦略を取り入れている企業が増えているとはいえ、特許と商標の出願数は企業の知的財産マインドを推し量る上で1つの指標になっています。

目標としては、令和10年度に特許を出願した中小企業数を、基準の令和4年度から過去5年間の出願累計件数から7社増加した270社（累計）、商標を出願した中小企業数を、基準の令和4年度から過去5年間の出願累計件数から20社増加した875社（累計）としました。これは、中長期の経済財政に関する試算（内閣府 R5.7.25発表）によると、「一人あたり実質GDP成長率」（成長実現ケース）は2%強で推移する姿となっていることから、県内企業の事業活動の成長をこれに準ずることとし、目標値は直近5年間の出願累計件数に平均2%を乗じて算出しています。

本県では、1社でも多くの企業に知的財産を企業経営に活かしてもらえるように、知的財産の創造・保護・活用を通じて、付加価値の高いものづくりを進めていくための取組を推進していきます。

3. 戦略に係る期間

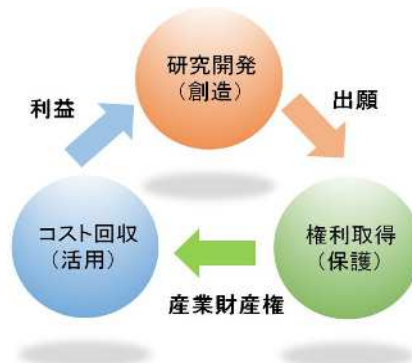
本戦略の期間は、令和6年度（2024年度）から、令和10年度（2028年度）を目標年次とする5か年とします。

なお、社会経済環境の変化等に柔軟に対応するため、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

第4章 解決に向けた知財戦略

安心元気・未来創造を推進する創造戦略

知的財産戦略においては、研究開発により知的創造を行い、出願することで権利に基づく保護を受け、権利を活用して収益を上げ、その収益を新たな研究開発に投資するという知的創造サイクルが重要です。知的財産に関する相談機能は、知的財産の出願段階での相談（安心）や知的財産のブランドやデザイン戦略に係る相談（活力）、従業員等の人材育成の相談（発展）など安心・活力・発展の各段階での施策に共通するものです。また、知的財産の創造は、知的創造サイクルの出発点であり、安心・活力・発展のエンジンとして知財戦略全般を推進します。本県では企業等の創造活動を積極的に支援します。



知的創造サイクル

（1）知的財産に関する相談機能の充実

産業科学技術センター内に併設された一般社団法人大分県発明協会は、知的財産に係る県内の総合支援窓口として広く一般に公開されています。

また、大分県発明協会では、J：COMホルトホール大分内の大分市産業活性化プラザや別府市男女共同参画センター「あす・べっぷ」、さらには県内商工会議所4ヶ所（大分、中津、佐伯、日田）において協会職員や弁理士による出張相談会を月1回程度開催し、地域における相談体制を整えています。

それ以外にも、県内には知財の相談対応を行っている支援機関があり、相互に連携した支援を行っていきます。

取組方針

○ 中堅・中小・ベンチャー企業が抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題や相談を、ワンストップで受け付け、内容に応じたアドバイスや専門家の活用など、全般的にサポートしていきます。

具体的取組

- 先行技術調査に関する指導相談の実施
- 知的財産を活用した企業戦略サポートの実施
- 地理的表示(G I)保護制度等の農業分野の知財に関する指導・相談の実施
- 産業財産権にとどまらず、営業秘密・ノウハウ・契約などの指導・相談の実施
- 特許庁やI N P I T（独立行政法人 工業所有権情報・研修館）等の支援事業に係る県内企業への情報提供
- 企業訪問等における知財支援機関の周知活動の実施
- 事業者からの相談に迅速に対応できるように、関係機関との連携の強化

成果指標

- 令和10年度知財支援機関による相談件数として、1,698件を目指します。

知財支援機関による相談件数（製造業への支援＋農林水産業への支援＋卸・小売業への支援件数＋宿泊・飲食業への支援件数＋海外展開に関する支援）

項目	基準値	目標値
	R4	R10
知財総合窓口での支援件数	1,415	1,698
製造業への支援	780	936
農林水産業への支援	128	154
卸・小売業への支援	246	295
宿泊・飲食業への支援	125	150
海外展開に関する支援	136	163

（２）知的財産を創造する研究開発支援

本県では、地方が直面する様々な課題の解決にＩｏＴやＡＩ（人工知能）、ロボットなどの新しい技術を活用する取組を行っています。今後、先端技術を活用し、地域課題解決に向けた取組をさらに加速するとともに、新ビジネスの創出など、経済の新たな活力に繋げていく必要があります。

また、県内には、産業科学技術センターや衛生環境研究センターなどの公設試験研究機関や、大学などの高等教育機関が存在し、人材や設備なども豊富であることから、産学官連携の取組を促進します。

取組方針

○ 県内外の企業の新しい技術開発や実証を促すとともに、そうした技術を用いたビジネスモデルの普及も後押しし、ビジネス関連発明など知的財産権の活用にも配慮しながら、大分発の技術やビジネスモデルの発展を目指していきます。（先端技術挑戦課）

○ 県内製造業の新たな製品開発や販路開拓を支援する中で、企業の高付加価値化及び収益性向上のため、知的財産の創出を推進します。

（工業振興課、新産業振興室）

○ 経営環境の変化に対応するため、市場や顧客ニーズに適合した新製品開発や新サービス提供など新事業展開に取り組む中小企業に対し、事業計画のブラッシュアップや販路開拓等への支援を行います。（経営創造・金融課）

○ 市町村や商工団体、金融機関、民間インキュベーション施設等との連携を通じて、潜在的な創業希望者を掘り起こすとともに、創業の実現、さらに成長プロセスにおける支援を行います。（経営創造・金融課）

○ 高い成長意欲や新規性、成長性に優れたベンチャー企業は、雇用の創出などを通じて県経済を活性化させることから、ベンチャー企業の発掘から発展に向けた支援を行います。（経営創造・金融課）

○ クリエイティブの活用により、優れた技術やノウハウを持つ県内の中小企業と最先端の技術や豊かな発想、感性を持つクリエイティブ人材が協力、連携して行う、新たな価値を有する商品・サービスの開発や、新規マーケットの開拓等への支援を行います。（経営創造・金融課）

- 産業科学技術センターにおいて、公設の試験研究機関として、先を見据えた研究開発を行い、県内企業への効果的な技術移転を推進します。
(産業科学技術センター)
- 産学官や分野、人、業種を越えた連携による新たな産業の創出、新技術・新製品の開発のため大学や公設試験研究機関などと連携し、人材、設備、知的財産などの活用を積極的に推進していきます。
(農林水産研究指導センター)
- 農林水産物のブランド価値を高めるために、農林水産研究指導センターにおいて、農林水産物の育種や飼養管理技術の開発などを行います。
(農林水産研究指導センター)
- 県内の企業や生産者などのニーズを捉えた研究課題の設定と先行技術調査を行います。(農林水産研究指導センター)
- ホームページなどを通じて、研究・業務内容、トピックスなどの情報公開に努めます。(農林水産研究指導センター)
- 県が保有する特許や登録品種について、企業や関係団体への実施許諾を検討し、知的財産の活用を促進します。(農林水産研究指導センター)
- 大分県立芸術文化短期大学では、平成30年4月に設置した「知的財産支援室」が教職員の教育・研究及び産学連携活動をサポートし、様々な場面で知的財産に係る判断が求められることが多い地域貢献活動の一層の活発化を図ります。(政策企画課)

具体的取組

- AIやロボット技術など先端技術を活用した新産業創出や地域課題解決を図るため、研究開発段階に応じた産学連携の先進的プロジェクトを支援
(先端技術挑戦課)
- 新技術・製品開発の試作や研究開発経費だけでなく、特許や意匠権など知的財産の取得経費も補助対象経費として支援(工業振興課、新産業振興室)

- 経営革新への取組促進及び計画承認による新製品開発や事業計画のブラッシュアップ並びに販路開拓等支援（経営創造・金融課）
- おおいたスタートアップセンターを拠点に市町村や支援機関とも連携した創業者の成長志向に応じた支援（経営創造・金融課）
- 広く全国からビジネスプランを募集し、優秀なプランを作成した企業を表彰し、県内での事業化を支援（経営創造・金融課）
- 県内企業とクリエイターのマッチング支援（経営創造・金融課）
- クリエイター活用の後押しをする人材の育成（経営創造・金融課）
- 県の試験研究機関の交流の場である大分県試験研究機関連携会議を開催し、機器相互利用、意見交換、ニーズ・シーズのマッチング等を実施（農林水産研究指導センター）
- 農林水産研究指導センターの農業、畜産業、林業、水産業の各分野において、大学等と生産技術の開発等に関する共同研究を実施（農林水産研究指導センター）
- 産業科学技術センターにおける県内企業・大学・高専・産業技術総合研究所等との産学官連携による共同研究開発の実施（産業科学技術センター）
- 産業科学技術センターにおいて、県内企業に対して、各種支援機関と連携し、共同研究開発された成果の知財化・事業化を支援（産業科学技術センター）
- 農林水産研究指導センターにおいて、収量や品質（外観・食味等）、高温耐性、耐病性等に優れた県オリジナルの農林水産物の育成、優良系統の選抜などの実施（農林水産研究指導センター）
- 農林水産研究指導センターにおいて、現場ニーズを広く把握するため、ホームページや文書などで一般県民や生産者、関係団体などに試験研究課題に対する要望調査を実施（農林水産研究指導センター）
- 農林水産研究指導センターにおける広報活動の充実及び活用拡大（農林

水産研究タイムリー情報、研究Now、普及カード、センター要覧、業務年報、農林水産祭での研究展示等）（農林水産研究指導センター）

○ 企業や関係団体への実施許諾を促進するため、知的財産権の登録状況一覧をHPに掲載してPR（農林水産研究指導センター）

○ 大分県立芸術文化短期大学における学内の教職員及び学生を対象とした知的財産権に関する相談受付の実施（政策企画課）

○ 大分県立芸術文化短期大学において、知的財産に関する教職員向け研修やデザインパテントコンテスト（文部科学省や特許庁等主催）等に応募する学生への指導等の啓発活動を実施（政策企画課）

○ 大分県立芸術文化短期大学において、知的財産に関する知見を活かし、知的財産に関する若年層向け啓発コンテンツの発信や県内教育機関への出張講演など、知的財産マインドの普及に関する活動を実施（政策企画課）

成果指標

○ 大分県が支援した、先端技術挑戦プロジェクトの認定件数について、令和10年度に25件とすることを目指します。（先端技術挑戦課）

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10
先端技術挑戦プロジェクトの認定件数(累計)	件	5	10	15	20	25

○ 中小製造業の付加価値額について、令和10年度までに5,330億円とすることを目指します。（工業振興課、新産業振興室）

項目	単位	R3	R6	R10
		基準値	目標値	目標値
県内中製造業の付加価値額	億円	4,477	4,820	5,330

○ 経営革新計画の毎年の承認件数について、年間120件（令和6～10年度までの累計600件）以上とすることを目指します。

（経営創造・金融課）

○ 県や支援機関による創業支援件数について、年間650件（令和6～10年度までの累計3,250件）以上を目指します。（経営創造・金融課）

○ ビジネスチャレンジコンテスト「OITAゼロイチ」応募企業について、年間30社（令和6～10年度までの累計150社）以上を目指します。（経営創造・金融課）

○ 企業とクリエイティブ人材のマッチング件数について、令和10年度までに80件とすることを目指します。（経営創造・金融課）

○ 県内企業等と取組む共同研究について、年間8件（令和6～10年度までの累計40件）以上を目指します。（産業科学技術センター）

第1節 安心を守る知財戦略

知的財産権を取得するには、相当の時間と経費がかかり、たとえ権利を取得したとしても、それをすぐに模倣されてしまえば、意味のないものとなってしまいます。近年では、経済のグローバル化に伴い、日本企業の商品の模倣品が製造され、各国で権利侵害が報告されています。一方で、製造ノウハウについては、その内容が公開されることを避けるため、特許等の権利化をあえて行わず、ノウハウとして秘匿しておく戦略もあります。

本県では、企業等が知的財産権を安心して取得し、他者からの権利侵害から守るため、知的財産の適切な保護に努めます。

（1）権利侵害に対する対策

本県では、農林水産物や伝統工芸品等の分野で、権利侵害が生じたり、海外で模倣品が流通している事例があります。一例として、中国・江西省在住の個人が果物や野菜の分野で出願した「大分4号」の商標について、大分のブランドイメージを損なう可能性があるとして、実際に平成30年1月に県を申立人として中国商標局に対する異議申し立てを行っています。

日本貿易振興機構（ジェトロ）や農林水産知的財産保護コンソーシアム等と連携を図り、海外で横行する模倣品などの情報収集を実施するとともに、海外展開する農産物パッケージの開発等を推進します。

取組方針

○ 県が育成した品種について無断栽培等が確認された場合に、無断栽培された品種が育成品種であるか否かの識別を行うために、DNAマーカーを用いた品種識別法に関する研究を行います。（農林水産研究指導センター）

- 平成15年5月に関係都道府県と団体で設立され、本県が加入している「農産物知的財産権保護ネットワーク」を活用し、海外で栽培された違法農産物の輸入・流通・販売に関する情報や国内で無断栽培された農産物に関する情報収集を行い、権利侵害事実の早期発見に努めます。（地域農業振興課）
- 国内の育成品種が海外で無断栽培される事例が生じていることから、県が育成した品種の無断栽培や販売を防止するため、当該品種の主要な生産国での品種登録を行います。（地域農業振興課）
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）など関係機関との連携による模倣品対策を進めます。（おおいたブランド推進課）
- 県内唯一の国指定「伝統的工芸品」である別府竹細工について、海外商品等との差別化を図ります。（商業・サービス業振興課）
- 県内工芸品の類似品との差別化を図るため、商標登録制度等を積極的に活用します。（商業・サービス業振興課）

具体的取組

- DNAマーカーを用いた品種識別技術の確立
（農林水産研究指導センター）
- 「農産物知的財産権保護ネットワーク」を通じた情報収集
（地域農業振興課）
- 「農産物知的財産権保護ネットワーク」と連携した侵害案件の情報共有と侵害対応（地域農業振興課）
- 品種保護Gメンと連携した侵害対応（地域農業振興課）
- 県の登録品種の海外における品種登録出願（育成者権の取得）
（地域農業振興課）
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）や農林水産知的財産保護コンソーシアムとの連携により、海外の模倣品などの情報を収集し、輸出関係事業者へ情報提供を行う（おおいたブランド推進課）

- 別府竹製品協同組合が主体となり、他製品との差別化を図るため「伝統証紙」を貼付する取組を実施（商業・サービス業振興課）

成果指標

- 県が育成した品種の品種登録出願を令和10年度までに海外で2カ国以上行う。（地域農業振興課）

（2）知的財産の権利化に対する支援

知的財産の権利化は、知的財産権として保護されることで、後から登場した他社の競合品や模倣品の排除につながります。一方で、企業は知的財産の権利化の重要性を理解しつつも、事業化に至るまでの採算性の不確実さが懸念されるため、目先の出願に係る弁理士やアドバイザー派遣に係る経費が負担となっています。県内では、大分市が平成29年度から、大分市に本社又は主たる事業所を有している中小企業に対して、知的財産権の取得に係る費用の半分を助成する取組を行っております。

引き続き、県内中小企業における知的財産の権利化に係る取組の支援を行っていきます。

取組方針

- 外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、国の補助制度を活用し、中小企業の戦略的な外国出願を促進し、そのための取組を支援します。（大分県発明協会）

- 知的財産の創出を促進し、産業競争力の強化を図るため、優秀な特許案件の出願や登録を行った中小企業者等を顕彰することで、特許等の出願に対する意欲向上を図ります。（新産業振興室）

- 補助金の採択にあたり知的財産の活用についても評価対象にすることで、県内中小企業等の知的財産マインドの醸成を図ります。（経営創造・金融課）

- 国内の育成品種が海外で無断栽培される事例が生じていることから、県が育成した品種の無断栽培や販売を防止するため、当該品種の主要な生産国での品種登録を行います。（地域農業振興課）（再掲）

具体的取組

- 県下中小企業の戦略的な海外進出を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、外国出願にかかる費用の助成を実施
(大分県発明協会)
- 優秀な特許案件を出願した中小企業等を顕彰する特許チャレンジコンテストを開催 (新産業振興室)
- 優秀な商標案件を出願した中小企業等を顕彰する商標部門のコンテストを開催 (新産業振興室)
- 公益社団法人発明協会が実施する九州地方発明表彰や全国発明表彰への推薦を実施 (大分県発明協会)
- 県の品種登録の海外における品種登録出願 (育成者権の取得)
(地域農業振興課) (再掲)

成果指標

- 県が育成した品種の品種登録出願を令和10年度までに海外で2カ国以上行う。(地域農業振興課) (再掲)

第2節 元気を生む知財戦略

今後、本県産業が県内にとどまらず、国内市場もしくは海外を相手にさらなる発展をしていくためには、知的財産を適切に活用することで、ブランド力を高め、他地域との差別化を図っていくことが重要です。その対象は、農林水産業、製造業、サービス業、観光産業など多岐にわたります。

本県では、関係機関とも連携し、以下の取組を積極的に推進していきます。

(1) 地域振興のための地域ブランドの構築

第2章で述べたように、国では、農林水産分野で平成27年度から、品質や評価などが生産地と結びついている製品の名称を保護する地理的表示（G I）保護制度をスタートし、県内では2件が登録されています。また、県内では「T h e・おおいた」ブランドに加え、平成25年に国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定され、独自の認証制度が生まれています。さらに、平成29年には大分県と宮崎県の2県6市町にまたがる地域が「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録され、新しいブランドの確立が期待されています。

観光分野では、「おんせん県おおいた」が平成25年に商標登録され、全国的に大きな注目を集めました。以降、このキャッチフレーズやロゴマークを活用し、大分の温泉をはじめ大分県全体のPRに取り組んでいるところです。

今後は、このようなブランドを積極的に活用して地域ブランドの構築を図るとともに、フラッグショップなどを活用した情報発信や販路拡大を進めていきます。

取組方針

○ 地域や地域に息づく製品のイメージアップと新たな価値の創出のために、地理的表示（G I）保護制度を活用し、特色ある製品を活用した地域ブランドづくりを推進します。

（おおいたブランド推進課）

○ 変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現を図るため、「マーケットイン」の理念のもと、市場競争力の強化に向け戦略品目を定め、県域生産・県域流通の体制で、ロットの拡大や流通の多チャンネル化など、マーケットに対応できる流通・販売体制を構築し「T h e・おおいた」ブランドの確立を進めていきます。（おおいたブランド推進課）

- 製造業者や飲食店等と連携し、大分の特色を活かした新商品の開発や県産品のPR、販路拡大に取り組みます。（おおいたブランド推進課）
- 国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証制度等を活用して、農林水産物や加工品のブランド化を促進します。（農林水産企画課）
- 農林水産物など祖母傾地域の資源の持続可能な利活用を推進します。また、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の情報発信を積極的に行い、認知度の向上、ブランド化に向けた取組を推進します。（自然保護推進室）
- 農林水産物や加工品のブランド化のためには品質向上と安全管理が重要です。特に、HACCP（※）に沿った衛生管理が制度化されることから、6次産業化に取り組む農林漁業者等へ周知し、導入を推進します。
（おおいたブランド推進課）
- 県産農林水産物の信頼性を高めるためGAP（※）の取組を推進します。
（地域農業振興課）
- 産学官、農商工等が連携して地域資源の6次産業化（※）と一体となった食品加工業のブランド化の取組を進めます。（工業振興課）
- 首都圏をはじめとした大都市圏において、県産品の販路拡大やブランド化に向けた取組を推進します。（商業・サービス業振興課）
- フラッグショップなどを活用し、県産品の情報発信、販路拡大及びブランド化を推進します。（商業・サービス業振興課）
- 市場が拡大しているインターネットショップを活用した販路開拓に取り組みます。（商業・サービス業振興課）
- インバウンドをはじめ域外の観光客に対して県内の伝統工芸品の情報発信を積極的に行い、販路開拓に取り組みます。（商業・サービス業振興課）
- 県内工芸品の類似品との差別化や高付加価値化を図るため、商標登録制度等を積極的に活用します。（商業・サービス業振興課）（再掲）

○ おんせん県おおいたロゴマークを活用して、本県の強みである温泉を活かしたブランディング・観光プロモーションに取り組みます。

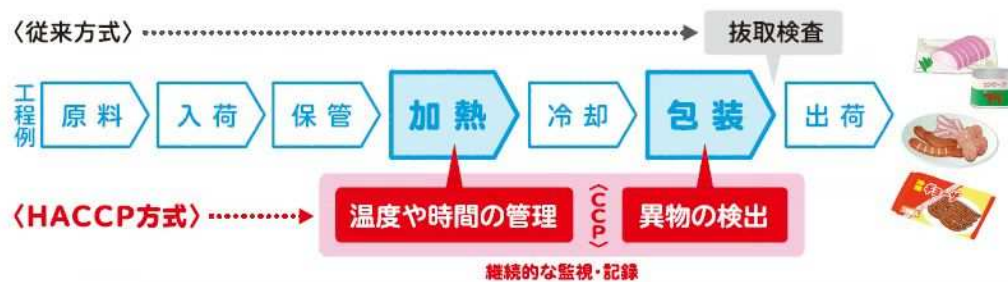
(観光誘致促進室)

【用語説明】

※6次産業化・・・農林漁業者等が、自ら生産した農林水産物について生産（1次産業）だけでなく、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）に取り組むことで、農山漁村の雇用確保と所得向上を目指すことです。

※HACCPについて

原材料の仕入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システムです。



※製造工程を継続的に監視し、記録を残すことで問題のある製品の出荷を未然に防ぐことができます。また、もし事故が起きても、速やかに原因を特定して対応することができます。

出典：HACCP導入のためのリーフレット（厚生労働省）

※GAPについて

農産物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷軽減を目的に、適切な生産方式を示す手引きとその手引きを実践する取組のことで。

GAPと農産物ブランドの位置付け



※GAP認証制度
 GLOBALG.A.P.:世界基準のGAP認証
 JGAP:日本版のGAP認証
 県版GAP:大分県独自のGAP認証。JGAPの簡易版としてH32度までの運用。

具体的取組

- 生産者団体、農協等の指導機関、市町村等の行政機関などに対し、地域ブランドづくりのための地理的表示（G I）保護制度の活用とその手法に関する普及啓発の実施（おおいたブランド推進課）
- おおいた豊後牛のリーディングブランド「おおいた和牛」に関する県内外でのPRイベント等による認知度の向上と取扱認定店（小売、飲食、旅館）の拡大（おおいたブランド推進課）
- 県産オリジナルいちご品種「ベリーツ」について、百貨店や果物専門店との連携したフェアの開催やSNSの活用等によるPR、食品業者や飲食店等とタイアップした加工品開発等の実施（おおいたブランド推進課）
- 県特産品かぼすの果汁等を添加した餌で養殖される「かぼすブリ、かぼすヒラメ、かぼすヒラマサ、かぼすフグ」のシリーズ化による、かぼす養殖魚の周年出荷体制の構築（おおいたブランド推進課）
- 国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証制度や応援商品制度、杵築ブランドなどの地域ブランドを活用した、地域で生産される農林水産物や加工品の販売促進（農林水産企画課）
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのロゴマークを活用した統一のデザインによる案内板等の制作（自然保護推進室）
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランドにかかる調査研究及びブランド商品の開発支援、販売促進支援（自然保護推進室）
- ロゴマークを使用した各種ノベルティの製作（自然保護推進室）
- 6次産業化サポートセンターを中心に実施する農林漁業者からの相談対応や研修会の開催、H A C C P導入事業者への現地視察研修等を実施（おおいたブランド推進課）
- 関係機関等を対象に、H A C C Pの専門家等による研修会などを実施

(食品・生活衛生課)

- 日本GAP協会公認研修機関が実施するGAP基礎研修やセミナーの開催
(地域農業振興課)
- 普及指導員や営農指導員を中心としたJGAP指導員の確保・育成
(地域農業振興課)
- 百貨店、商社等のバイヤーを全国から招聘し、県内事業者とのマッチング商談会を開催 (商業・サービス業振興課)
- 首都圏をはじめ、関西、福岡等の大都市圏において、県産品フェアを開催
(商業・サービス業振興課)
- 県のフラッグショップである坐来大分において、県産品を販売
(商業・サービス業振興課)
- 県公式の通販サイト「おんせん県おおいたオンラインショップ」を活用し、県下各地の県産品の販路拡大及び情報発信を実施 (商業・サービス業振興課)
- 旅行会社向けの商談会やパンフレットなどによるおんせん県おおいたロゴマークを活用した観光プロモーション及び観光関連事業者によるロゴマークの利用促進 (観光誘致促進室)

成果指標

- 百貨店、商社等のバイヤーを全国から招聘し、県内事業者とのオンライン商談件数を令和10年度までの5年間累計で450件とすることを目指します。(商業・サービス業振興課)
- 安心安全な農産物等の生産や農業生産の経営改善等を図るGAPに取り組むため、GAP指導人材を育成する研修を5年間累計で5回開催を目指します。
(地域農業振興課)
- GAPを正しく理解し、取り組むため、GAP理解促進セミナーを5年間累計で5回開催を目指します。(地域農業振興課)

(2) 海外展開における知財活用の推進

本県では、平成18年に上海事務所を設置し、中国向けの海外展開に加え、香港、台湾、シンガポール、ベトナムなどを新たな海外展開のターゲット国・地域として定め、県産品の販路拡大やインバウンド対策業務などを実施し、県内企業の支援を行ってきました。

一方で、県内の伝統的工芸品である「別府竹細工」については、竹工芸・訓練支援センターや別府竹製品協同組合等と連携して商品を開発し、海外で高い評価を得るなど、海外からの安価な輸入品との差別化や付加価値化を図ってきました。日本貿易振興機構（ジェトロ）と連携して、海外ネットワークを通じた模倣品対策を推進するとともに、意匠や商標による保護も含めた地域ブランドづくりを進めています。

取組方針

- 県内事業者それぞれの海外展開の段階に応じた適切な支援が行える体制を整え、事業者ごとの海外戦略に対応した支援を実施します。
(商業・サービス業振興課)
- 工芸品のブランド化を図ることによって、商流がない国への販路開拓に取り組めます。(商業・サービス業振興課)
- 県内事業者の輸出機運の醸成を図ります。(商業・サービス業振興課)
- 県内事業者が輸出規制をクリアするための取組や知的財産の活用に向けた支援に取り組めます。(商業・サービス業振興課)
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）など関係機関との連携による模倣品対策を進めます。(おおいたブランド推進課) (再掲)
- 「日田梨」「甘太くん」「大分しいたけ」など、県産ブランドとして輸出されている県産品の名称保護に係る商標や国際的認証の取得に向けた取組を推進するとともに、こうした制度等に関する生産者の理解促進を図ります。(おおいたブランド推進課)

具体的取組

- 海外展開に取り組む県内中小企業に対し、知識普及、海外の商談会等への出展・出品、アドバイザーによる助言等のアフターフォローまでの各ステージにおける取組を包括的に支援（商業・サービス業振興課）
- 県内事業者の海外での見本市等への出展を支援（商業・サービス業振興課）
- 県の海外事務所である上海事務所を通じて、東アジア地域における県産品の販売に関する現地情報を適宜入手し、関係機関と連携し適切な対応を実施（商業・サービス業振興課）
- ジェトロや大分県貿易協会と連携し、海外販路開拓のためのセミナー等を開催（商業・サービス業振興課）
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）や農林水産知的財産保護コンソーシアムとの連携により、海外の模倣品などの情報を収集し、県産品の輸出用パッケージの開発に活用（おおいたブランド推進課）（再掲）
- 生産者、農業団体、輸出事業者等に対する海外商標や国際的認証など知的財産等の保護に関するセミナー等の開催（おおいたブランド推進課）

成果指標

- 海外向け商談会等への出品企業数を、令和10年度までの5年間累計で500件とすることを目指します。（商業・サービス業振興課）
- 知的財産等保護に関するセミナー参加者を年間で30名以上（令和6～10年度までの累計150名）とすることを目指します。（おおいたブランド推進課）

第3節 未来創造を促す知財戦略

本県において、将来にわたり知的財産活動が継続して行われていくためには、知的財産を創造・活用する人材の育成が必要です。

本県では、子どもや若者を中心に、創意・工夫の楽しさに触れる機会を創出し、ものづくりや知的財産に興味をもつ人材を育みます。また、知的財産の普及啓発を通して、県民に対して知的財産の大切さを周知します。

(1) 子ども、若者の知財教育・創作環境整備の推進

学校教育の現場では、情報化社会が進展する中で、ICTを取り入れた授業が日常的に行われるようになっていきます。また、著作権については、小中学生の国語、社会、中学生の技術・家庭の教科等において学び、知的財産そのものについては、中学校の技術分野のうち、コンピューターと情報通信ネットワークの単元で学ぶなど、知的財産に関する学習が行われています。

また、本県では、平成22年度から青少年科学体験スペースO-L a b oを設置し、子ども達に気軽に科学技術に触れられる機会を提供しており、O-L a b oの利用者数は年々増加しています。さらに、県内には10の青少年発明クラブ（大分、別府、杵築、佐伯、日田、豊後高田、宇佐、国東、中津、由布）があり、その数は全国で3番目で、ボランティア指導員の協力の下、創作品の製作などに取り組んでいます。さらに、科学技術の発展を担う人材の育成を目的に、学生等を対象としたセミナーや体験教室などの科学技術に関するイベントを開催しています。

取組方針

- ICTの活用など教育の情報化を推進し、小中高で一貫した児童生徒や教師の情報活用能力の向上を目指します。（教育庁）
- 次代を担う児童生徒をはじめ、多くの県民に実験や観察、ものづくりを通じて、知的財産や発明に関心を持ってもらうことを目指します。
（大分県発明協会・新産業振興室・教育庁）
- 青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、創造力豊かな人間形成を図るため、青少年発明クラブの活動を推進します。
（大分県発明協会）
- 高校生の進路決定に向け学校の知財教育を推進します。（大分県発明協会）

具体的取組

- 教職員を対象としたICT研修の実施（教育庁）
- 県内教育機関での教職員および生徒・児童に向けたSNSの安全な使い方等の情報モラル出前授業を開催（教育庁）
- O-L a b oにおいて、大学・高等学校や企業、教育機関等と連携し、教師や技術者等による科学体験講座を実施（教育庁）
- 県内全市町村において、小中学生を対象に科学体験のサテライト講座を実施するとともに、中学生を対象とした専門的・先進的科学技术等を学ぶ講座を実施（教育庁）
- 大分県発明くふう展の開催（大分県発明協会・新産業振興室・教育庁）
- 科学技术に関するイベントの開催（新産業振興室）
- 少年少女発明クラブの活動及び新規クラブの設立支援（大分県発明協会）
- 県下高校等において、将来の県内産業を担う知財教育の一環として出前授業を開催
（大分県発明協会・新産業振興室）

成果指標

- 将来の県内産業を担う知財人材育成のため、高校生等への知財に関する出前授業を5年累計で15回開催します。（大分県発明協会・新産業振興室）

項目	単位	R6	R7	R8	R9	R10
高校生等向け出前授業の実施(累計)	回	3	6	9	12	15

（2）社会人の知財学習

本県では、これまで特許庁や九州経済産業局、日本弁理士会等と連携して、中小企業者や関係団体などの職員を対象に、様々なセミナーを開催してきました。今後も引き続き、前記の団体と連携を深め、県民の知財意識の啓発に取り組みます。

取組方針

- 中小企業者に対して、知的財産を企業戦略に活かすことができるセミナーを開催します。（新産業振興室）
- 県内中小企業の知的財産に対する取組を推進するため、中小企業の経営者等に対し受講できる講座の開催を検討します。
（新産業振興室）
- 知的財産関連の取組について、積極的な情報発信に努めます。
（新産業振興室）
- 県職員一人一人が知的財産の重要性を認識し、業務内容に応じて一般知識から専門知識に至るまで幅広く習得できるように研修等の実施を支援します。（人事課）
- 農林水産物や加工品のブランド化のためには品質向上と安全管理が重要です。特に、H A C C Pに沿った衛生管理が制度化されることから、6次産業化に取り組む農林漁業者等へ周知し、導入を推進します。
（おおいたブランド推進課）（再掲）
- 県産農林水産物の信頼性を高めるためG A Pの取組を推進します。
（地域農業振興課）（再掲）
- 普及指導員や農業団体関係者に対し、知的財産に関する指導の重要性について、意識付けや知識を高めるための研修会を開催します。
（地域農業振興課）
- 知的財産に関係する職員に対し、国や関係機関が行う説明会への参加を促進し、知的財産に関する知識と実務能力の向上を図ります。
（地域農業振興課）
- 「日田梨」「甘太くん」「大分しいたけ」など、県産ブランドとして輸出されている県産品の名称保護に向けた商標登録や地理的表示（G I）保護制度の取組を推進するとともに、こうした制度等に関する生産者の理解促進を図ります。（おおいたブランド推進課）（再掲）

具体的取組

- 中小企業者を対象としたオープン&クローズ戦略やデザイン経営等をはじめとした最新のトレンドを取り込んだ企業経営セミナーの開催（新産業振興室）
- 中小企業の経営者等を対象とした知財塾の開催（新産業振興室）
- ホームページ等を活用した知的財産関連のセミナーやイベントなどの情報発信（新産業振興室）
- 知的財産の普及啓発のため、中小企業者等を対象とした知的財産権の取得や活用等に関する出前セミナーを開催（大分県発明協会）
- 各部局の人材育成計画に基づいた知的財産についての理解を深めるための研修や先行技術調査などの実施支援（人事課）
- 中小企業診断士の資格取得支援（人事課）
- 6次産業化サポートセンターを中心に実施する農林漁業者からの相談対応や研修会の開催、H A C C P 導入事業者への現地視察研修等の実施（おおいたブランド推進課）（再掲）
- 関係機関等を対象とした、H A C C P の専門家等による研修会の開催（食品・生活衛生課）（再掲）
- 日本G A P 協会公認研修機関が実施するG A P 基礎研修やセミナー等の開催（地域農業振興課）（再掲）
- 普及指導員等の職員向け知的財産研修の実施（地域農業振興課）
- 国や関係機関が行う説明会への参加促進（地域農業振興課）
- 生産者、農業団体、輸出事業者等に対する海外商標や地理的表示（G I ）保護制度など知的財産等の保護に関するセミナー等の開催（おおいたブランド推進課）（再掲）

成果指標

- 中小企業者を対象とした知的財産に関するセミナー参加者を1回あたり40名以上（令和6～10年度までの累計200名）とすることを目指します。（新産業振興室）
- 知的財産等の保護に関するセミナー参加者を年間で30名以上（令和6～10年度までの累計150名）とすることを目指します。（おおいたブランド推進課）（再掲）

第5章 フォローアップ体制

本県では、第3章で基本方針及び総合目標をかかげ、それを達成するため第4章で挙げた知財戦略のもと、施策を推進していくこととしています。本県では知財戦略を着実に推進していくため、外部有識者による「大分県知財戦略推進会議」や庁内の関係機関等で構成される組織を設置し、進捗管理等を行っていきます。また、社会経済環境の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて知財戦略の見直しを行います。

知的財産施策に係る大分県内の主な支援窓口

支援窓口	連絡先	主な業務
一般社法人 大分県発明協会	〒870-1117 大分県大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内 TEL：097-596-7121 URL：https://oita-hatumei.net/	知的財産制度の普及啓発、弁理士による無料相談、発明の奨励と振興、特許情報提供等
公益財団法人 大分県産業創造機構	〒870-1117 大分県大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル1階 TEL：097-533-0220 FAX：097-538-8407 URL：https://www.columbus.or.jp/	小規模事業者・中小企業への多様な経営課題に対する相談指導、取引の振興、販路拡大、新事業・新技術の創出支援、企業の人材育成、調査研究、情報提供等
大分県よろず支援拠点	〒870-0037 大分県大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル2階 TEL：097-537-2837 FAX：097-534-4320 URL：https://www.yorozu-oita.go.jp/	小規模事業者・中小企業の売上拡大・経営改善等の経営課題の解決に向けての専門的な提案、相談内容に応じた適切な支援機関の紹介、課題に対応した支援機関の相互連携をコーディネート
独立行政法人 日本貿易振興機構 大分貿易情報センター (JETRO大分)	〒870-0037 大分県大分市東春日町17-19 大分ソフィアプラザビル4階 TEL：097-513-1868 URL：https://www.jetro.go.jp/jetro/	知的財産保護対策、外国出願補助、貿易投資相談、海外ビジネス展開支援、海外経済情報収集・分析等
大分県中小企業団体 中央会	〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館4階 TEL：097-536-6331 URL：https://www.chuokai-oita.or.jp/	中小企業団体の設立・管理・事業運営に関する相談支援
大分県商工会連合会	〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館5階 TEL：097-534-9507 URL：http://www.oita-shokokai.or.jp/index.html	小規模事業者の経営支援活動、地域振興活動、産業再生支援、販路開拓、情報化支援等
大分県商工会議所 連合会	〒870-0023 大分市長浜町3丁目15番19号 TEL：097-536-3131 URL： https://www5.cin.or.jp/ccilist/kenren/detail/4499	中小企業の金融・経営・取引など諸課題の解決に向けた支援等
大分県商工観光労働部 新産業振興室	〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1 TEL：097-506-3272 URL：https://www.pref.oita.jp/	知的財産施策の企画立案や関係機関との連絡・調整、新技術・科学技術等の振興